

高千穂町告示第8号

令和5年第1回高千穂町議会定例会を次のとおり招集する

令和5年1月13日

高千穂町長 甲斐 宗之

1 期 日 令和5年3月2日

2 場 所 高千穂町役場議場

○開会日に応招した議員

藤田 利廣議員

田中 義了議員

佐藤さつき議員

板倉 哲男議員

磯貝 助夫議員

本願 和茂議員

中島 早苗議員

馬原 英治議員

坂本 弘明議員

工藤 博志議員

富高健一郎議員

富高 友子議員

佐藤 定信議員

令和5年 第1回 高千穂町議会定例会会議録(第1日)

令和5年3月2日(木曜日)

議事日程(第1号)

令和5年3月2日 午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに令和5年度施政方針
- 日程第5 議案第2号 高千穂町個人情報保護審査会条例の一部改正について
- 日程第6 議案第3号 たかちほ再生支援利子補給金基金条例の制定について
- 日程第7 議案第4号 高千穂町バス事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第5号 高千穂町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第9 議案第6号 高千穂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第10 議案第7号 高千穂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第11 議案第8号 高千穂町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第12 議案第9号 高千穂町簡易水道給水条例の一部改正について
- 日程第13 議案第10号 高千穂町下水道条例の一部改正について
- 日程第14 議案第11号 高千穂町上水道給水条例の一部改正について 日程第15 議案第12号
- 日程第15 議案第12号 令和4年度高千穂町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第16 議案第13号 令和4年度高千穂町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第17 議案第14号 令和4年度高千穂町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第18 議案第15号 令和4年度高千穂町下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第19 議案第16号 令和4年度高千穂町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第20 議案第17号 令和4年度高千穂町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第21 議案第18号 令和4年度高千穂町国民健康保険病院事業会計補正予算(第4号)
- 日程第22 議案第19号 令和5年度高千穂町一般会計予算
- 日程第23 議案第20号 令和5年度高千穂町国民健康保険特別会計予算

- 日程第24 議案第21号 令和5年度高千穂町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第25 議案第22号 令和5年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計予算
- 日程第26 議案第23号 令和5年度高千穂町介護保険特別会計予算
- 日程第27 議案第24号 令和5年度高千穂町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第28 議案第25号 令和5年度高千穂町国民健康保険病院事業会計予算
- 日程第29 議案第26号 令和5年度高千穂町下水道事業会計予算
- 日程第30 議案第27号 令和5年度高千穂町水道事業会計予算
- 日程第31 議案第28号 辺地総合整備計画の策定について
- 日程第32 議案第29号 高千穂町監査委員の選任同意について
- 日程第33 議案第30号 高千穂町教育委員会委員の任命同意について
- 日程第34 議案第31号 高千穂町農業委員会委員の任命同意について
- 日程第35 発委第1号 高千穂町議会の個人情報保護に関する条例の制定について
- 日程第36 高千穂町選挙管理委員会の委員及び同補充員の選挙について
- 日程第37 人権擁護委員推薦に伴う議会の意見を求めることについて
- 日程第38 議員派遣調査報告について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに令和5年度施政方針
- 日程第5 議案第2号 高千穂町個人情報保護審査会条例の一部改正について
- 日程第6 議案第3号 たかはほ再生支援利子補給金基金条例の制定について
- 日程第7 議案第4号 高千穂町バス事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第5号 高千穂町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第9 議案第6号 高千穂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第10 議案第7号 高千穂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第11 議案第8号 高千穂町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第12 議案第9号 高千穂町簡易水道給水条例の一部改正について

- 日程第13 議案第10号 高千穂町下水道条例の一部改正について
- 日程第14 議案第11号 高千穂町上水道給水条例の一部改正について 日程第15 議案第12号
- 日程第15 議案第12号 令和4年度高千穂町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第16 議案第13号 令和4年度高千穂町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第17 議案第14号 令和4年度高千穂町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第15号 令和4年度高千穂町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第19 議案第16号 令和4年度高千穂町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第20 議案第17号 令和4年度高千穂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第18号 令和4年度高千穂町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）
- 日程第22 議案第19号 令和5年度高千穂町一般会計予算
- 日程第23 議案第20号 令和5年度高千穂町国民健康保険特別会計予算
- 日程第24 議案第21号 令和5年度高千穂町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第25 議案第22号 令和5年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計予算
- 日程第26 議案第23号 令和5年度高千穂町介護保険特別会計予算
- 日程第27 議案第24号 令和5年度高千穂町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第28 議案第25号 令和5年度高千穂町国民健康保険病院事業会計予算
- 日程第29 議案第26号 令和5年度高千穂町下水道事業会計予算
- 日程第30 議案第27号 令和5年度高千穂町水道事業会計予算
- 日程第31 議案第28号 辺地総合整備計画の策定について
- 日程第32 議案第29号 高千穂町監査委員の選任同意について
- 日程第33 議案第30号 高千穂町教育委員会委員の任命同意について
- 日程第34 議案第31号 高千穂町農業委員会委員の任命同意について
- 日程第35 発委第1号 高千穂町議会の個人情報保護に関する条例の制定について
- 日程第36 高千穂町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 日程第37 人権擁護委員推薦に伴う議会の意見を求めることについて
- 日程第38 議員派遣調査報告について

出席議員（13名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 番 藤田 利廣議員 | 2 番 田中 義了議員 |
| 3 番 佐藤さつき議員 | 5 番 板倉 哲男議員 |
| 6 番 磯貝 助夫議員 | 7 番 本願 和茂議員 |
| 8 番 中島 早苗議員 | 9 番 馬原 英治議員 |

10番 坂本 弘明議員

11番 工藤 博志議員

12番 富高健一郎議員

13番 富高 友子議員

14番 佐藤 定信議員

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 須藤 浩文

書記 南條 良夫

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	甲斐 宗之	副町長	……………	藤本 昭人
教育長	……………	戸敷 二郎	総務課長	……………	有藤 寿満
財政課長	……………	興梠 貴俊	総合政策課長	……………	戸高 雄司
税務課長	……………	林 謙一	町民生活課長	……………	甲斐 利一
企画観光課長	……………	安在 浩	福祉保険課長	……………	霜見 勉
農林振興課長兼農業委員会事務局長	……………				佐藤 峰史
農地整備課長	……………	江藤 武憲	建設課長	……………	甲斐 徹
会計管理者	……………	飯干 美恵	病院事務長	……………	綾 浩樹
保健福祉総合センター所長	……………				興梠 晶彦
上下水道課長	……………	湯川 哲			
教育委員会次長兼教育総務課長	……………				山下 正弘
監査委員	……………	中尾 清美			

午前10時00分開議

○事務局長（須藤 浩文事務局長） 御起立お願いします。一同、礼。

〔起立・礼〕

○事務局長（須藤 浩文事務局長） 御着席ください。

○議長（坂本 弘明議員） ただいまから、令和5年第1回高千穂町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（坂本 弘明議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、議席番号8番、中島早苗議員、議席番号9番、馬原英治議員を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第2、会期の決定について議題にします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から3月20日までの19日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から3月20日までの19日間と決定しました。

なお、今会期の内訳につきましては、皆様のお手元に配付しています会期日程表のとおり行うこととします。

日程第3. 諸般の報告

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、監査、検査結果の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第199条の規定に基づく定期監査及び地方自治法第235条の規定に基づく、例月現金出納検査の結果が議長に提出されていますので、その写しの配付をもって報告とします。

続いて、議会運営委員会の閉会中の継続調査の報告を行います。

議会運営委員長から委員会調査報告書が議長に提出されていますので、その写しの配付をもって報告とします。

続いて、議員派遣の報告を行います。

会議規則第129条第1項の規定に基づき、皆様のお手元に配付しましたとおり、議長において議員を派遣しましたので報告します。

続いて、請願陳情の処理報告を行います。

本日まで受理しました陳情3件につきましては、文書表のとおり処理することとしましたので報告します。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4．行政報告並びに令和5年度施政方針

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第4、行政報告並びに令和5年度施政方針を求めます。

町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） おはようございます。

本日、令和5年第1回定例会のお願いをいたしましたところ、議員の皆様方には、御多用の中に御出席をいただきまして、心より厚く感謝を申し上げます。

さて、令和5年も既に2か月が経過し、年度末の3月を迎えております。年末から年始にかけては、新型コロナウイルス感染症の急速な広がりが見られましたが、現在では、落ち着きを見せているようでございます。警報レベルも医療非常事態宣言から2月8日には医療緊急警報へ、また、2月21日からは医療警報に引き下げられたところでございます。

昨日は、高千穂高等学校の卒業式に出席をいたしました。卒業生は入退場や卒業証書授与の場面で、マスクを外しての対応となり、3年ぶりに1・2年生の在校生も出席の上で、卒業生の門出を見守っておりました。学校現場や日常生活において、コロナ前の日常が戻ってくることを予感させるすばらしい卒業式でございました。

それでは、2期目の最初の定例会でございますので、私の施政方針について、所信の一端について御説明を申し上げます。

私は2期目に挑戦するに当たり、今、本町が直面する課題は何なのか、また、今まさに最優先すべきは何なのかを整理し、改めて、それらの課題に正面から向き合い、知恵を出し、自ら動き、1期4年の経験と人脈等を最大限に活用しながら、これからの4年間も本町発展のために全力で取り組む覚悟でございます。

本町の目下の大きな課題、優先して取り組むべきは、台風14号被害からの復興、新型コロナからの脱却、そして国や県と連携した少子化対策を含めた人口減少対策であると考えます。台風14号で大規模に被害を受けた農地、道路、河川、また、主要観光地である高千穂峡の災害復旧に向けた現在の状況については、後ほど詳しく説明をいたしますが、農地整備課、農林振興課、建設課職員が懸命に取り組んでおりますし、既に着任している2名を含め、宮崎市及び大分県庁から合計3名の職員応援を受け、また一部外部委託もしながら、一日も早い復旧を目指してまいります。

また、新型コロナからの脱却と経済復興も急ぎ取り組まなければなりません。もう3年にわたり新型コロナウイルス感染症の影響が続いておりますが、国も感染症法上の位置づけを変更し、マスク着用の在り方も見直す状況下にあります。普段の暮らしや職場、保育や学校現場、イベントの開催や地域の祭り、娯楽や旅行の在り方もコロナ前の状況に戻っていくと考えられます。ワクチンの特例臨時接種期間も1年延長される方針であり、引き続きこの対応もしながら、町民の

皆様の健康、そして命を守ってまいります。

地域としての活気を取り戻すとともに、観光地高千穂としては、旅行需要の広まりを好機と捉え、国内外の旅行者を本町に導き、経済の活性化を目指してまいります。

そして、3つ目として、人口減少問題への対応であります。私は、あらゆる施策が最終的にはこの人口減少対策につながっていくと考えております。

例えば、子育て支援策の充実、教育の充実、農林畜産業の振興、観光の振興、医療福祉の充実、交通インフラの充実なども全てが町の活性化につながり、そこに仕事があることが、特に若い世代の移住や定住につながるものと考えます。

まず、子育て支援、教育の充実については、子どもと家庭に寄り添った支援の充実に取り組んでまいります。

新年度、国においては、こども家庭庁が新たに設置されますが、本町においても、保健センターと福祉保険課の連携体制をさらにしっかりと整え、子どもの健全な成長と子育ての悩みや相談に対応できる体制を構築いたします。

また、令和2年7月に、西臼杵3町で設立した、西臼杵子ども・障がい者ネットワークセンターとの連携により、子ども・子育てを取り巻くあらゆる相談に対応できる体制の充実に努めてまいります。

岸田総理は、異次元の少子化対策に取り組むとしておりますが、コロナ禍の影響もあり、少子化は全国的に深刻な課題であり、国や県の施策に必要な応じて町独自の施策も加え、本町の実情に合った施策をスピード感を持って展開してまいります。

なお、町独自の不妊治療費助成については、保険適用が始まった昨年4月に遡り、診療費、また薬代等について自己負担分を全額助成するよう要綱の改正を行い、子どもを持ちたいという家庭の気持ちに寄り添う支援を強化いたしました。

また、親子の触れ合いの場、また、子育て環境の充実のため、現在再整備を進めている城山公園に加え、遊具を備えた新たな公園の整備を構想してまいります。

また、教育の分野では、給食食材の無農薬化、有機食材への転換を目指してまいります。

本町は、世界農業遺産やユネスコエコパークといった世界的な評価を受けております。そのようなブランドイメージを持つ本町において、安全・安心な食材で子育てできる環境づくりは、移住定住を促進する大きな要素になり得ます。今後、可能な限りの減農薬栽培及び有機農業の普及も視野に、可能な範囲でオーガニック給食への転換を目指してまいります。

さらに、以前より大きな課題であります高千穂中学校の移転、建て替えについては、庁舎内での検討を経て、新年度には様々な関係者を交えた検討委員会を設置し、早期の移転、建て替えが実現できるよう、教育委員会と共に取り組んでまいります。

高千穂高校を守るための支援策の充実も、西臼杵3町で立ち上げました、高千穂高等学校魅力向上推進委員会での議論を進化させ、高校や同窓会組織、おがたま会、PTA、地域の皆様方との意思疎通をさらに図りながら、効果的な支援策を講じてまいります。

次に、農業振興についてでございます。

昨年、令和4年には、移住を含めた新規就農支援制度として、高千穂ファーマーズスクールを開講し、現在1名がランキュラス栽培での独り立ちを目指し、研修中であります。またさらに、新年度の入構希望も複数件来ており、今後も内容の充実を図りつつ、新規就農相談や移住相談の場も活用しながら、新規就農者の獲得を図ってまいります。

また、本町には、誇れる農林畜産物が豊富にあります。昨年の全国和牛能力共進会で、高千穂牛が宮崎県の好成績を牽引したことは記憶に新しく、そのブランドイメージをさらに磨き、販売価格に反映させることが重要です。産地基盤の維持、発展のため、引き続きJAとの連携も強化し、支援策の充実に努めてまいります。

このほか、ランキュラスやリンドウといった花卉類、完熟きんかんなどの果樹、夏秋野菜、原木シイタケ等も高い品質を維持し、高い評価を得ています。世界農業遺産という付加価値を加えたブランド力向上に努め、販売価格の底上げと収益向上につなげていきます。

また、本町の土地条件や気象条件に合った新たな品目の導入についても研究し、他産地との競争に打ち勝つ産地の確立に取り組んでまいります。

加えて、これまで一部地域で実証してきたICTやリモートセンシング技術等を活用し、省力化を図るスマート農業、また、スマート林業について、本町の農林業形態に合った効果的な技術については、その普及に努め、効率的で収益性の高い農林畜産業の確立を模索してまいります。

次に、観光振興についてであります。コロナからの脱客も視野に、新たな観光誘客を図るため、昨年、広域観光に関する連携を確認した大分県別府市と熊本県阿蘇市と一体となった新たな誘客対策を展開してまいります。

また、新たな観光のにぎわいづくりと雇用の創出、滞在時間延長による宿泊客の増加等を目的に、高千穂鉄道跡地公園化構想も含め、新たな観光資源の創出に取り組んでまいります。

その一つとして、昨年には、高千穂アドベンチャーツーリズム協議会を設立しましたが、ユネスコエコパークにも登録された豊かな自然、また、景観の中で楽しむキャンプやE-BIKEによるサイクリング、ゴムボートを使ったバックラフトなど、自然を生かした体験型観光の充実を図ってまいります。

また、観光誘客という点では、さらに知名度を上げる広報、プロモーションが必要であります。高千穂観光大使についても、本町出身等にこだわらず、発信力が高く、かつ高千穂ファンの有名芸能人等への委嘱について現在調整しているところであり、新年度早々に新たな観光大使委嘱を

始めていく予定であります。

また、国内だけでなく、世界に向けて高千穂の風景や文化を発信できるイベントの開催誘致に向けて、関係機関と連携し取り組んでまいります。

私は、観光でいかに稼ぐかという視点が大切であると考えますが、これまでも検討しておりますが、例えば、高千穂峡の環境整備協力金といった内容の入域料徴収や駐車場使用料の徴収ができないか、引き続きその実現に向け、関係機関との調整や検討を進めてまいります。

次に、安心・安全な暮らし、生活を守る環境整備についてであります。引き続き、西臼杵3町立病院経営統合による持続可能な医療環境の確立に向け、取り組んでまいります。

医師の確保や医療機能の充実など、3町立病院が抱える問題を解決しながら、持続可能な病院経営を目指すため、令和6年4月からの経営統合、機能再編が計画どおりにスタートできるよう、3町連携の下でしっかりと準備を進めてまいります。

高齢者福祉、障害者福祉の充実も大変重要でございます。町では、既に保健事業と介護予防の一体的実施について体制の構築を図り、取り組んでおりますが、引き続き、疾病の重症化予防と介護予防対策の強化を図り、民間事業者との連携の下、住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの充実に努めてまいります。

高速道路を含めた交通インフラの整備推進についてであります。九州中央自動車道については、本町内では全ての区間が既に事業化され、上押方から片内に抜ける（仮称）童里トンネルが新年度早々に着工する予定であり、その他の地区でも工事用道路の整備や土捨て場の確保、用地取得などが進んでいる状況です。

高速道路の整備は、利便性の確保に加え、農林業や商工業といった産業振興、救急搬送の時間短縮や負担軽減、観光振興といった様々な分野で必要不可欠なものであり、一日も早い全線開通を強く要望し続けなければなりません。

現在、実際に工事が進んでいるのは西臼杵郡内であることから、今後さらに強く、我々西臼杵3町が一体となり、国や県に働きかけていく必要があることから、新たに西臼杵郡としての整備促進期成会を立ち上げ、宮崎県との強い連携の下で、決起大会の開催や国交省あるいは財務省に対する要望活動を強化し、予算の確保と整備促進を図ってまいります。

このほか、森林基幹道高千穂日之影線の整備や、主要な県道の改良工事等についても、引き続き、議員の皆様や地域住民の皆様方と連携を図りつつ、積極的な要望活動を展開し、改良促進に努めてまいります。

町道の整備につきましても、地域の要望を丁寧に聴き取り、地域の利便性向上、また安全性の確保に努めます。

市街地近くで特に利便性の悪い松能橋田口野線につきましては、用地買収や設計作業を進め、

できるだけ早期に改良着手し、田口野野菜集荷場や家畜市場へのアクセス向上と併せ、通学路としての安全性改善に努めてまいります。

様々な事業に取り組んでいくためには財源の確保が必要であります、引き続き、ふるさと納税、また企業版ふるさと納税を増やす努力をいたします。

昨年、設立させていただきました、高千穂まちづくり公社について、物産販売事業としての道の駅高千穂及びがまだせ市場「鬼八の蔵」の収益性は大きく改善できております。

一方で、ふるさと納税事業は、まだ思うような成果に至っていないのが実情であります。管理するシステムの変更や返礼品のニーズが、高級志向から日用品や日常で多用する食料品等にシフトしているという流れをうまくつかむことができなかつたこと等が要因であり、目標を達成できなかったことは誠に申し訳なく感じております。現在、新たな返礼品の造成や新規開拓などに取り組んでおりますので、新年度の寄附額増加に向けて、一丸となって取り組んでまいります。また、企業版ふるさと納税についても、トップセールスによる営業活動に尽力をいたします。

まちづくり公社については、今後、様々な業態が持つ課題を共有し、異業種間をつなぐハブとなり、課題の解決に当たる機能が果たせるよう尽力いたします。また、新たな業を起こす起業を支援する機能も持たせたいと考えており、新たな財源を確保し、賢く稼ぎ、町内の経済循環を促進し、新たな雇用をつくっていく、そんな地域商社として存在感が示せるよう取り組んでまいります。

最後に、この2期目の中で、まちのにぎわいを取り戻すという視点で、三田井中心市街地再開発について、その可能性を探りつつ、構想を取りまとめていく考えでございます。新年度から具体的な検討に着手したいと考えており、高千穂の観光の玄関口、また、子どもから大人までが集い、にぎわいのあるまちの拠点整備構想の立案に尽力していく所存でございます。

第6次高千穂町総合長期計画では、本町の目指すべき将来像を、「世界に誇る地域資源を活かし豊かにみんなが輝くまち高千穂」と定めております。世界農業遺産やユネスコエコパークという世界ブランドに認められた自然や文化、また、高い品質を誇る複合的な農林畜産業、心優しい人々など、本町の持つ魅力を最大限に生かしつつ、また、町民の皆様がいつまでも心豊かに暮らしていけるまちづくりに尽力してまいりますので、議員各位におかれましては、今後とも御指導、御助言を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、当面する町政につきまして、御報告をいたします。

初めに、新型コロナウイルスワクチン接種についてであります、本町では、令和3年5月から武道館での集団接種を中心に、医療機関の協力を得ながら実施してまいりましたが、令和5年2月中旬までの状況を御報告いたします。

まず、全体のワクチン接種率は、3回目が84.1%、4回目が70.6%となっており、これ

は県内で2番目に高い接種率となっております。

そのうち、5歳から11歳の小児用ワクチンについては、3回目接種を完了しているものが41.9%となっており、県内3番目の接種率であります。

また、生後6か月から4歳までの乳幼児用接種率は2回目までの完了が6.9%で、県内4番目であります。

直近のオミクロン株対応ワクチンの接種率は67.6%で、こちらも県内2番目の接種率であります。

ちなみに、県の平均接種率は41.9%となっており、依然として若い世代の接種が伸び悩んでいる状況であります。

本町では、現在オミクロン株対応ワクチンの接種を待っておられる方もいらっしゃいまして、こうした方につきましては、引き続き高千穂町立病院におきまして、個別接種の方法で対応しているところでございます。

今後、オミクロン株と大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5月8日から5類感染症に位置づけることが示されておりますが、ワクチン接種につきましては、この位置づけにかかわらず、予防接種法に基づいて実施することと、4月以降も必要な接種については、引き続き自己負担なく受けられるようにするとの方針が示されております。

それらを踏まえて、厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会）で検討が進められており、新年度早々には今後の基本方針が示されると思われまます。

今後とも、国から示される方針に従い、医療機関との連携を図りながら進めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてであります。

初めに、みやぎき再生支援特別貸付利子補給事業についてであります。エネルギー価格高騰の影響を受けている事業者の資金繰りの支援として、宮崎県中小企業融資制度に創設されているみやぎき再生支援特別貸付を利用している事業者に対し、負担する3年間の利子分を補助するものであります。

融資申込期間は、本年3月31日までで、現在12社が利用されております。

次に、高千穂町商工業原油価格・物価高騰等対策事業についてであります。原油価格高騰及び物価高騰に伴う各種原材料費の上昇に直面し、経営に影響を受けている町内小規模事業者等の事業継続の支援を行うため、直近3か月の売上高総利益が過去3か年の同時期の売上高総利益と比較し、3%以上減少している事業者に対し、1社当たり10万円の支援金を交付しております。

申請期間は2月17日で終了しており、210社から申請をお受けし、随時支援金を交付しております。

次に、福祉・医療等関連施設価格高騰対策支援事業についてであります。エネルギー価格や

原材料価格高騰の影響を受けている社会福祉施設や医療機関などからのサービスが、安定的・継続的に提供されるよう、各事業者へ支援金を給付するもので、2月17日までに対象の全46事業者から申請があり、3月中旬までに1,422万円余りを給付予定であります。

次に、国の事業として行われております、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金についてであります。令和4年度住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり5万円を給付するものであります。給付条件に合った対象世帯に対し、11月18日から確認書を発送し、内容が確認できた世帯へ、12月上旬から順次振込を行っており、現在1,604世帯に振込を完了しております。年度末までには、受給希望の全世帯に給付が完了しますよう対応してまいります。

次に、台風14号の災害査定や発注状況などについてであります。

初めに、建設課所管であります。道路62か所、河川53か所、決定額17億521万7,000円で査定が終了し、補助率は90%を超える見込みであります。今年度、国より道路41か所、3億円ほどの予算配分があり、全額が繰越しとなりますが、年度内には20か所ほどは入札したいと準備を進めております。

令和5年度は、道路15か所、河川16か所、3億4,200万円ほどの予算配分がある予定で、道路を優先して進めてまいります。

次に、農地整備課所管であります。農地136か所200工区、農業用施設80か所88工区、決定額8億6,378万6,000円で査定が終了し、補助率は農地が96.9%、農業用施設が99.3%であります。応急工事9か所を含む37か所程度を年度内に入札し、復旧を進めながら作付ができるように進めてまいります。

また、補助率50%、上限20万円の農地・農業用施設災害自力復旧事業では、291か所、要望額5,820万円のうち、100か所、2,000万円程度は、今年度内完成を目指して進めております。

次に、農林振興課所管の林道災害についてであります。22か所、決定額1億5,643万2,000円で査定は終了し、補助率は90%を超える見込みです。これまで9か所、2,677万4,000円の工事契約を締結しており、年度内にあと10か所ほどの入札を執行し、復旧工事を進めてまいります。

現在、災害復旧事業推進のため、他の自治体からの職員派遣を頂いております。

建設課へは1月16日から宮崎市より1名、農林振興課へは2月6日から大分県庁より1名、農地整備課へは4月からの予定で大分県庁より1名、それぞれ5年度末まで御協力を頂くこととなっており、大変感謝をしているところであります。

次に、高千穂峡遊歩道の復旧工事についてであります。宮崎県により迅速に御対応いただき、滝見台と槍飛橋の手すりなどの復旧工事につきましては、昨年内に工事が完了しております。

残り約95メートルの区間につきましても、3月中に発注し、11月末の完成を予定している
と伺っておりますので、本町としましても、完全復旧に向けて協力してまいります。

次に、九州中央自動車道の進捗状況についてであります。五ヶ瀬高千穂道路の高千穂町側工
事として、(仮称)童里トンネル、延長491メートル坑口への上押方地区工事用道路が施工中
であります。令和5年1月24日にトンネル本体の落札者が決定いたしました。

落札者は、宮崎218号童里トンネル新設工事三井住友・大淀特定建設工事共同企業体であり、
工期は、令和7年3月31日までの約2年間となっております。

今後、西臼杵3町において、九州中央自動車道の西臼杵管内全体の早期着工、完成に向けて、
仮称ではありますが、九州中央自動車道西臼杵建設促進協議会を立ち上げ、国や県に向けた要望
など地元からの声を伝える活動を、関係団体の皆様と共に、熱意を持って積極的に取り組んでま
います。

次に、新たな広域観光連携事業についてであります。昨年11月22日に、本町と熊本県阿
蘇市、大分県別府市、別府商工会議所、熊本県信用組合、大分県信用組合において、広域観光連
携の覚書を締結し、ハイグレードなツアーを計画中であります。

このうち、富裕層のお客様に熊本空港などからヘリコプターで来町していただき、宿泊し、観
光などを楽しんでいただく「ヘリ食プレミアムグルメ」を、株式会社さんふらわあと西日本鉄道
株式会社と連携したツアーの共同開発であります。既に、ヘリ食については、ヘリポートの協議
に着手しているなど、商品化に向けた取組が進められております。

最後に、令和5年度予算についてであります。国内景気の状態について、政府が発表した
2月の月例経済報告によりますと、国内景気の基調判断を、このところ一部に弱さが見られるも
の、緩やかに持ち直しているとの判断が示されております。

一方、世界情勢は、新型コロナウイルス感染症による経済活動の低迷、ロシアのウクライナ侵
攻に伴う食糧や燃油等の高騰、半導体産業をめぐる国際競争の激化、東アジアの緊張関係等、大
きな変動の中にあり、日本を取り巻く環境も刻一刻と変化しております。

地方自治体においても、最大の課題である少子高齢化や人口減少問題が深刻化する中、脱炭素
化や地域社会のデジタル化等の新たな取組が求められており、町政の課題も日々増大、複雑化し
ている状況にあります。

このような中、令和5年度当初予算につきましては、第6次高千穂町長期総合計画及び第2期
高千穂町まち・ひと・しごと総合戦略に基づき、町の将来像である「世界に誇る地域資源を活か
し 豊かでみんなが輝くまち高千穂」を目指して、町政の各分野において、引き続き実効性のあ
る事業に取り組み、本町のさらなる活性化と住民福祉の向上のために努力していく所存ござい
ますが、何より今年の台風14号による農地・農業用施設、道路・河川等の災害復旧事業を迅速

に進め、一日も早く町民生活を元に戻し、地域の産業振興に取り組んでまいります。

新年度も健全な財政状況を維持しつつ、本町の将来を見据えて各種事業を着実に進めてまいりたいと存じますので、議員の皆様の御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

予算の詳細につきましては、後ほど提案理由において御説明させていただきます。

以上、行政報告といたします。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で、町長の行政報告並びに令和5年度施政方針が終わりました。

日程第5. 議案第2号

日程第6. 議案第3号

日程第7. 議案第4号

日程第8. 議案第5号

日程第9. 議案第6号

日程第10. 議案第7号

日程第11. 議案第8号

日程第12. 議案第9号

日程第13. 議案第10号

日程第14. 議案第11号

日程第15. 議案第12号

日程第16. 議案第13号

日程第17. 議案第14号

日程第18. 議案第15号

日程第19. 議案第16号

日程第20. 議案第17号

日程第21. 議案第18号

日程第22. 議案第19号

日程第23. 議案第20号

日程第24. 議案第21号

日程第25. 議案第22号

日程第26. 議案第23号

日程第27. 議案第24号

日程第28. 議案第25号

日程第29. 議案第26号

日程第30. 議案第27号

日程第31. 議案第28号

日程第32. 議案第29号

日程第33. 議案第30号

日程第34. 議案第31号

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第5、議案第2号から日程第34、議案第31号までの条例議案10件、補正予算7件、当初予算9件、その他議案1件、人事案件3件の町長提出の議案合計30件の提案理由の説明を求めます。

最初に、町長の説明を求めます。町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） それでは、提案理由の説明を申し上げます。

本日提案します議案は、条例議案10件、補正予算7件、当初予算9件、その他計画策定1件、人事案件3件の合計30件であります。

初めに、議案第2号高千穂町個人情報保護審査会条例の一部改正についてであります。今回の改正は、個人情報の保護に関する法律に基づく、高千穂町議会の個人情報の保護に関する条例の制定に伴い、同条例第45条及び第50条による諮問を、高千穂町個人情報保護審査会が応じることができるようにするため、その所掌事務などを追加するものであります。

次に、議案第3号たかちほ再生支援利子補給金基金条例の制定についてであります。コロナ禍において、エネルギー価格等の物価高騰の影響を受けている町内事業者の事業資金調達の円滑化及び経営安定化を図るため、宮崎県中小企業融資制度みやざき再生支援特別貸付の利用者に対して、町がその利子補給を3年間行うこととしており、来年度以降の利子補給額を基金として積み立てるための条例制定であります。

次に、議案第4号高千穂町バス事業の設置等に関する条例の一部改正についてであります。コミュニティバスにつきましては、路線の拡充や平成29年度の使用料値下げなど、サービスの向上に努めてまいりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、年々利用者が減少しており、それに伴い赤字額も増えてきており、使用料の値下げなどのサービス向上では、利用者の増加を図ることは難しくなってきております。また、燃油高騰の影響も受けており、今年度も収支が悪化する見込みであります。

今回の改正では、公共交通サービスを維持していくため、利用者の皆様にも少し御負担をいただきたく、使用料を100円値上げさせていただくものであります。

次に、議案第5号高千穂町国民健康保険条例の一部改正についてであります。国内の少子化につきましては、コロナ禍にもあって、出生数が将来人口推計より7年ほど早く減少するなど、危機的状況であることから、政府は異次元の少子化対策の一つとして、出産育児一時金の増額を

決定し、令和5年2月1日、健康保険法施行令等の一部を改正する政令を公布いたしました。

今回の改正では、出産育児一時金の総額を、現在の42万円から8万円増額し、50万円とするものであります。

この改正は、令和5年4月1日から施行され、施行日以降に出生した子供から適用されます。

次に、議案第6号高千穂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。民法では、親権者は監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができるかと規定されておりましたが、児童虐待防止の観点から、昨年12月にこの規定が削除されました。

併せて、児童福祉法の児童福祉施設の施設長等が児童等に行う措置についての内容からも、懲戒についてが削除されております。

今回の改正では、民法などから懲戒に関する規定が削除され、国の当該施設運営基準が改正されたことに伴い、本条例から施設長などの懲戒に係る権限の濫用禁止の規定を削除するものであります。

次に、議案第7号高千穂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。昨年、認定こども園などの送迎バスにおいて、置き去りにされた子どもが亡くなるという重大事故が発生したことから、保育所等が児童の安全を確保するための実施計画を策定し、送迎バスを運行する場合には、所在確認やブザー等安全装置の設置を義務化いたしました。

また、児童福祉施設と社会福祉施設が併設されている場合、それぞれ特有の設備の供用や保育等に携わる職員との兼務はこれまで禁止されておりましたが、障害児の社会参加を促進するため、国は関係基準を見直し、特有の設備の共用や職員の兼務が可能とする改正を行いました。

今回の改正では、これら国の当該施設運営基準の改正に伴い、家庭的保育事業者ごとの安全計画の策定、自動車を運行する場合の幼児等の所在確認の規定を追加し、他の社会福祉施設を併設する場合の設備及び職員の基準の改正及び議案第6号と同様に、施設長等の懲戒に係る権限の濫用禁止を削除するものであります。

次に、議案第8号高千穂町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。国は、障害児入所施設等において、感染症の発生及びまん延防止等に関する取組の徹底を図る観点から、業務継続に向けた計画の策定、研修・訓練の実施等を義務化する規定を設けておりますが、新たに、放課後児童健全育成事業所においても、感染症や災害発生時に早期の業務再開を図るための業務継続計画策定を努力義務といたしました。

今回の改正では、これら国の当該施設運営基準の改正に伴い、議案第7号と同様に、安全計画の策定、自動車を運行する場合の利用者の所在確認及び業務継続計画の策定等の規定を追加する

ものであります。

次に、議案第9号高千穂町簡易水道給水条例の一部改正についてであります。令和5年10月1日から、適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が導入されることに伴い、簡易水道料金の端数処理を、現在の10円単位から1円単位に改正するもの及び令和3年度に統合しました中瀬簡易水道組合の水道料金を、本年4月使用分から上水道料金と同一にするための改正であります。

次に、議案第10号高千穂町下水道条例の一部改正について及び議案第11号高千穂町上水道給水条例の一部改正についてであります。両条例につきましても、インボイス制度の導入に伴い、下水道使用料及び上水道料金の端数処理を、議案第9号と同様に、1円単位とするための改正であります。

次に、議案第12号から議案第18号までの補正予算議案7件につきまして御説明いたします。

初めに、議案第12号令和4年度高千穂町一般会計補正予算（第9号）についてであります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6億5,316万8,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を103億5,615万6,000円とするものであります。

今回の補正は、事業実績見込みによる予算の減額と一部予算の組替えが主なものであります。

議案第13号から第18号までの特別会計補正予算及び企業会計補正予算につきましても、事業実績見込みによるものが主なものであります。詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

次に、議案第19号から議案第27号までの令和5年度当初予算議案9件につきまして御説明いたします。

初めに、議案第19号令和5年度高千穂町一般会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は98億6,400万円、前年度比12億5,600万円、率にして14.6%増の予算となったところであります。この大幅増額の要因は、令和4年9月の台風14号に伴う災害復旧費13億1,349万1,000円が主なものであります。

歳出では、基幹産業であります農林業の振興費として、野菜・果樹・花卉栽培施設整備、スマート農業事業、林業担い手対策、農業担い手・後継者育成支援、畜産振興、農道・林道整備、森林整備、有害鳥獣対策、農地防災・減災事業、小水力発電整備事業等を計上しております。

商工・観光の振興費として、観光施設管理費、アフターコロナに向けた観光プロモーション事業、全国未成線サミット事業、鉄道公園化事業等に係る経費を計上しております。

交通網インフラ整備費として、道整備交付金事業、社会資本整備交付金事業、道路維持事業、新設改良事業、都市構造再編事業及び九州中央自動車道関連事業費等を計上しております。

生活環境・地域振興費として、合併処理浄化槽設置事業、各種のまちづくりイベント事業の経

費を計上しております。

教育・福祉関連の事業として、スクールアシスタント配置事業、部活動指導員事業、高千穂中学校建設事業、高校魅力化推進事業等の教育環境の整備、不妊治療助成事業、出産・子育て応援交付金事業、子宮頸がんワクチン予防接種事業、障害者・児童福祉・高齢者対策など、それぞれの予算を計上したところであります。

一方、歳入では、町税及び地方譲与税、各種交付金は、新型コロナの影響を鑑みつつ、総務省の地方財政計画及び4年度の実績見込みにより、やや増額し、計上しております。

地方交付税につきましては、地方財政計画を念頭に、昨年度より1億341万7,000円減の38億1,970万円を計上しております。

ふるさと応援寄附金につきましては、まちづくり公社の取組目標額として2億円を計上しております。

町債につきましては、地方財政計画により、臨時財政対策債が大幅に減額される見込みですが、可能な限り交付税措置が有利な起債を利用し、将来にわたり世代間で公正な負担となるよう事業を抽出して充当したところであります。

また、国庫・県支出金につきましては、それぞれ事業に見合う予算措置をしております。

繰入金につきましては、財政調整基金及び各基金の設置目的に沿った繰入れを計上したところであります。

次に、議案第20号令和5年度高千穂町国民健康保険特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は、それぞれ18億2,006万4,000円を計上しており、前年度より5,371万5,000円、3.0%の増となっております。

本年2月1日現在、国保加入世帯は1,912世帯、被保険者数は3,014名であり、昨年同時期と比較し、58世帯、189名の減となっております。

県の試算によりますと、本町の医療費総額は増額となる見込みですが、被保険者数は減少しておりますので、1人当たりの医療費が増となる見込みです。

引き続き、医療費の抑制を図るため、保健予防活動を積極的に推進し、健全な国保運営に努めてまいります。

次に、議案第21号令和5年度高千穂町簡易水道事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は、それぞれ8,804万9,000円を計上しており、昨年度より242万円、2.7%の減となっております。

歳入の内訳は、水道使用料、一般会計繰入金などであり、歳出の主なものは衛生費で、職員の人件費、施設光熱費、施設修繕費、水質検査等手数料、委託料など簡易水道の維持管理費用であります。

次に、議案第22号令和5年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は、それぞれ814万8,000円を計上しており、昨年度より529万4,000円、39.4%の減となっております。

介護保険の認定業務を行うため、西臼杵3町で介護認定審査会を共同設置し、運営を行っております。

次に、議案第23号令和5年度高千穂町介護保険特別会計予算についてであります。まず、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、それぞれ14億7,313万円を計上し、昨年度より1,386万5,000円、1.0%の増となっております。

また、サービス事業勘定では、歳入歳出それぞれ1,474万3,000円を計上し、昨年度より333万3,000円、29.2%の増となっております。

本年2月1日における介護保険第1号被保険者数は4,998名で、高齢化率が43%を超えており、介護給付費は増加傾向にあります。

人生100年と言われる時代であります。令和5年度につきましても、介護予防事業を積極的に実施し、健康寿命を延ばす取組を行ってまいります。

次に、議案第24号令和5年度高千穂町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は、それぞれ1億9,802万1,000円を計上しており、前年度より1,800万1,000円、10.0%の増であります。

本年2月1日現在、被保険者数は2,655名であり、昨年同時期と比較し、6名の減であります。

広域連合の試算では、団塊の世代が国保から後期高齢者医療へ移ってきているため、医療費総額は増となる見込みであります。

引き続き、医療費抑制を図るため、保健予防活動を積極的に推進し、健全な運営に努めてまいります。

次に、議案第25号令和5年度高千穂町国民健康保険病院事業会計予算についてであります。まず、収益的収入及び支出のうち、収益的収入は21億1,600万1,000円、収益的支出は24億5,451万7,000円を計上しております。

また、資本的収入及び支出のうち、資本的収入は2億1,580万2,000円、資本的支出は3億7,072万円を計上しており、資本的収入が資本的支出に対し不足する1億5,491万8,000円につきましては、消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填することとしております。

町立病院の運営につきましては、厳しい経営状況となっております。本年4月より療養病床を一般病床へ機能転換し、一般病床120床で運用を開始するなど、令和6年4月の西臼杵3公

立病院の経営統合に向けた体制整備を進めているところであります。

今後とも、患者様や御家族の皆様の満足度向上に努め、西臼杵の中核病院として、将来にわたり安定的な運営が続けられますよう、さらに努力してまいります。

次に、議案第26号令和5年度高千穂町下水道事業会計予算についてであります。下水道事業は、令和5年度から企業会計に移行するため、今回から企業会計様式の予算書となっております。

まず、収益的収入及び支出のうち、下水道事業収益は2億3,365万7,000円、下水道事業費用は2億2,682万4,000円を計上しております。

また、資本的収入及び支出のうち、資本的収入は5,228万5,000円、資本的支出は1億1,597万8,000円を計上しており、資本的収入が資本的支出に対し不足する6,369万3,000円につきましては、消費税資本的収支調整額及び引継金で補填することとしております。

次に、議案第27号令和5年度高千穂町水道事業会計予算についてであります。まず、収益的収入及び支出のうち、水道事業収益は1億4,396万6,000円、水道事業費用は1億4,326万2,000円を計上しております。

また、資本的収入及び支出のうち、資本的収入は2,200万3,000円、資本的支出は4,093万9,000円を計上しており、資本的収入が資本的支出に対し不足する1,893万6,000円につきましては、消費税資本的収支調整額及び当年度損益勘定留保資金等で補填することとしております。

次に、議案第28号辺地総合整備計画の策定についてであります。

この整備計画の策定につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を定め、この計画に基づいて実施する公共施設等の整備について、必要となる経費に辺地対策事業債を活用するために必要な計画であります。

今回の辺地総合整備計画につきましては、令和5年度から9年度までの5か年計画を策定するものであり、宮崎県との協議が終了しましたので、法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第29号高千穂町監査委員の選任同意についてであります。これまでも高千穂町監査委員として御尽力をいただいております中尾清美氏の任期が、本年3月31日をもって満了を迎えられますが、引き続きお願いをしたいと存じます。

中尾氏は行政経験も豊富であり、財務管理、行政運営に関し優れた見識を持たれており、監査委員として適任者であると考えておりますので、地方自治法第196条の規定に基づき、議会の

同意を求めるものであります。

任期は、令和5年4月1日から令和9年3月31日までの4年間であり、経歴等につきましては記載のとおりであります。

次に、議案第30号高千穂町教育委員会委員の任命同意についてであります。これまで高千穂町教育委員会委員として御尽力いただいております工藤謙一氏の任期が、本年3月18日をもって満了を迎えられます。

後任に、みやざき食と農を考える県民会議宮崎県食育ティーチャーとして子どもの食育などに取り組まれている佐藤有美氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

任期は、令和5年3月19日から令和9年3月18日までの4年間であり、経歴等につきましては記載のとおりであります。

平成17年10月から5期17年5か月の長きにわたり、委員を務めていただきました工藤謙一氏には、本町教育行政の発展に御尽力を賜り、心より敬意を表し感謝を申し上げますとともに、今後ますますの御活躍と御健勝をお祈り申し上げます。

次に、議案第31号高千穂町農業委員会委員の任命同意についてであります。本年7月19日に、現在の委員の皆様が任期が満了を迎えられ、改選となります。

委員選出に当たりましては、1か月間の推薦・公募の受付を行い、法の規定で必要とされる認定農業者数は確保されましたが、女性農業委員につきましては、残念ながら推薦がございませんでした。

しかし、農業委員と活動をともにされる農地利用最適化推進委員の皆様の中に、3名の女性を推薦していただいておりますので、今後の農業委員会活動の中で経験を積み、将来の農業委員としての活躍を期待しているところでございます。

去る2月13日に選定委員会が開催され、田尻眞二氏ほか14名を候補者として選出させていただきましたので、農業委員会等に関する法律第8条の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

任期は、令和5年7月20日から令和8年7月19日までの3年間であり、経歴等につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

以上、提案理由であります。

詳細につきましては、人事案件を除き、それぞれ担当課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（坂本 弘明議員） ここで、11時20分まで休憩いたします。

午前11時10分休憩

午前11時20分再開

○議長（坂本 弘明議員） これより会議を再開します。

これから関係課長の説明を求めます。

まず、令和5年度当初予算を除く議案について説明を求めます。

初めに、議案第2号について、総務課長。

○総務課長（有藤 寿満課長） 総務課所管議案1件につきまして御説明いたします。

1、条例議案の議案集の3ページを御覧ください。

議案第2号高千穂町個人情報保護審査会条例の一部改正についてであります。

今回の改正は、個人情報の保護に関する法律に基づく、高千穂町議会の個人情報保護に関する条例の制定に伴い、同条例第45条及び第50条による諮問を、高千穂町個人情報保護審査会において応じることができるようにするため、その所掌事務などを追加するものであります。

4ページを御覧ください。

改正内容としましては、第1条、審査会を設置する目的に、高千穂町議会の個人情報の保護に関する条例を追加し、第2条、審査会の所掌事務において、第1項第3号に、議会個人情報保護条例第45条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること、第1項第4号に、議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じ調査審議することを追加し、第2条第2項に、審査会が個人情報保護制度に関する重要な事項について意見を述べるができる実施機関に、議会を追加するものであります。

この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第3号、第4号について、企画観光課長。

○企画観光課長（安在 浩課長） それでは、企画観光課所管の議案2件について御説明いたします。

まず、議案第3号たかちほ再生支援利子補給金基金条例の制定について御説明いたします。

条例議案集の5ページをお開きください。

町長が御説明しましたとおり、コロナ禍において、エネルギー価格等の物価高騰の影響を受けている中小企業者の事業資金調達の円滑化及び経営安定化を図るため、宮崎県中小企業融資制度みやざき再生支援特別貸付が、3月31日を融資実行期限として現在行われております。

本件は、その融資を受けた中小企業者に対して、町が3年間その利子補給を行うに当たり、来年度以降に発生する利子補給額を基金に積み立てる必要があるため、本条例を制定するものでご

ざいます。御審議のほどよろしく願ひいたします。

続きまして、議案第4号高千穂町バス事業の設置等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

条例議案集の7ページをお開きください。

今回の条例の一部改正は、公共交通サービスを維持していくために使用料を値上げし、収支の改善を図るものでございます。

コミュニティバスについては、路線の拡充や、平成29年度に使用料を現在の100円から300円の利用体系に値下げするなど、サービスの向上に努めてまいりました。新型コロナウイルス感染症の影響もございますが、年々利用者も減少してきており、それに伴い赤字額も増えてきております。サービスの向上では、利用者の増加を図ることは難しくなってきました。また、燃油高騰等の影響も受けており、今年度の赤字額を7,400万程度になると見込んでおります。

今回の改正は、8ページの別表第1に記載のとおり、4キロ未満4キロ以上、16キロ未満16キロ以上の区間、それぞれ使用料を100円値上げするものでございます。これにより、300万程度の収入の増を見込んでおります。

また、子供使用料は100円で据え置き、別表第4の定期券については、基本額400円区間の1か月と3か月定期券を新設し、小中高生限定定期乗車券については、基本額100円区間と200円区間を1万3,700円とすることで、定期券金額に変更がなく、保護者の負担増とならない改正をするものでございます。

なお、住民の皆様への周知期間を考慮し、本条例の施行日を令和5年7月1日とするものでございます。御審議のほどよろしく願ひいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第5号、第6号、第7号、第8号、第13号、第17号について、福祉保険課長。

○福祉保険課長（霜見 勉課長） 福祉保険課所管の条例改正議案4件、補正予算議案2件につきまして御説明いたします。

議案集1、条例の11ページを御覧ください。

初めに、議案第5号高千穂町国民健康保険条例の一部改正について御説明いたします。

国の少子化については、危機的な状況にあり、経済財政運営と改革の基本方針2022、いわゆる骨太の方針において、妊娠・出産支援として出産一時金の増額をはじめとして、経済的負担の軽減について議論を進めるとされたところです。

そこで、昨年社会保障審議会（医療保険部会）で検討され、政府は出産育児一時金を50万に引き上げることとしました。この金額は、年々上昇する出産費用の平均的な額が賄えるように、

全施設の平均出産費用に近年の費用の伸びを勘案し決定されております。

12ページを御覧ください。

今回の改正では、条例第7条の2第1項中で、出産育児一時金を40万8,000円から8万円増額し、48万8,000円とするものであります。これにより、産科医療補償制度の掛金分1万2,000円と合わせて、合計50万円となります。

この改正は、令和5年4月1日から施行し、施行日以降に出生した子供から適用されるものであります。

次に、13ページを御覧ください。

議案第6号高千穂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

国は、体罰等によらない子育ての推進のため、児童虐待を正当化する口実に利用されていると指摘のあった民法第822条、親権者は監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができるを削除し、民法第821条、子の監護及び教育するに当たって子の人格を尊重し、その年齢及び発達を配慮し、体罰その他の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならないとする規定を追加しました。

併せて、児童福祉法の児童福祉施設等の施設長が児童等に行う措置について、その内容から懲戒を削除しました。これにより、国の施設等の運営に関する基準を規定されていた、施設長等による懲戒に係る権限の乱用禁止が削除されました。

14ページを御覧ください。

今回の改正は、条例第26条、懲戒に係る権限の乱用禁止規定を削除するものであります。

この改正は、公布の日から施行するものであります。

次に、15ページを御覧ください。

議案第7号高千穂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

保育所等における子供の安全確保については、保育所の送迎バスに置き去りにされた子供が亡くなるという事案が発生するなど、保育所等における重大事故が繰り返し発生しております。そこで、国は、保育所等を利用する児童の安全を確保するための取組を計画的に実行するための計画の策定を義務化するとともに、送迎バス運行時の所在確認、ブザーなどの安全装置の設置についても義務化いたしました。

また、児童福祉施設等に社会福祉施設が併設されていた場合、各施設の特有の設備、利用している児童の保護に直接従事する職員は、併設する施設の設備、職員を兼ねることができませんでしたが、保育所等の設備や職員を活用し、社会福祉サービスを必要とする児童等の社会参加への

支援が進むように、特有の設備、専従の人員についても共用・兼務ができることとなりました。

16ページを御覧ください。

今回の改正は、第7条の2、安全計画の策定等、第7条の3、自動車を運行する場合の所在確認の規定を追加し、第10条、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準を改正し、議案6号と同様に、第13条、懲戒に係る権限の濫用禁止規定を削除するものであります。

この改正は、令和5年4月1日から施行するものであります。第13条については公布の日から施行します。

次に、19ページを御覧ください。

議案第8号高千穂町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

国は、障害者入所施設等においては、感染症発生時や非常災害時の業務継続に向けた計画の策定等を義務化しております。

また、放課後児童健全育成事業所については、感染症または食中毒予防及びまん延防止のための必要な措置を講じる努力義務が課されていますが、具体的内容は規定されていませんでした。

そこで、今回、放課後児童健全育成事業所においては、感染症や非常災害の発生時における早期の業務再開を図るための業務継続計画の策定等を努力義務化いたしました。

20ページを御覧ください。

今回の改正は、議案7号と同様に、第6条の2、安全計画の策定等、第6条の3、自動車を運行する場合の所在確認の規定を追加し、また、第12条の2、業務継続計画の策定等を新たに追加するものであります。

この改正は、令和5年4月1日から施行するものであります。

次に、議案集2、補正予算の67ページを御覧ください。

議案第13号令和4年度高千穂町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

今回の補正は、事業勘案の歳入歳出予算の総額に、それぞれ637万1,000円を減額して、補正後の総額を歳入歳出それぞれ17億8,419万5,000円とするものであります。

まず、68ページ、歳入からであります。

国民健康保険税1,340万5,000円の減につきましては、被保険者数の減少等による課税額の減額であります。

県支出金1,137万2,000円の増につきましては、保険給付費等の支出増に伴う交付金の増額及び特別調整交付金額確定による増額であります。

繰入金421万4,000円の減につきましては、保険基盤安定繰入金や未就学児均等割保険税の金額確定による減額であります。

諸収入12万4,000円の減につきましては、会計年度任用職員の雇用保険等個人負担金の減額であります。

次に、69ページ、歳出であります。総務費10万円の減につきましては、燃料費の減額であります。

保険給付費750万円の増につきましては、医療費の増加に伴う診療報酬負担金、柔道整復代負担金及び高額療養負担金の増額であります。

保険事業費344万2,000円の減につきましては、わけもん健診等の委託料、鍼灸助成費や特定健診等の負担金、会計年度任用職員の保険料等による減額であります。

諸支出528万4,000円の増につきましては、特別調整交付金の町立病院に係る部分の確定による町立病院への繰出金です。

予備費1,561万3,000円の減につきましては、税込等の歳入減額及び他支出の増額に伴う予算組替えによる減額であります。

71ページ以降、事項別明細書を添付しておりますので御参照ください。

次に、141ページを御覧ください。

議案第17号令和4年度高千穂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の補正は、事業勘案の歳入歳出予算の総額にそれぞれ331万8,000円を増額して、補正後の総額を歳入歳出それぞれ1億8,839万8,000円とするものであります。

まず、142ページ、歳入からであります。

繰入金331万8,000円の増につきましては、事業に要する経費及び保険基盤安定県費負担金の確定による保険基盤安定繰入金の増額であります。

次に、143ページ、歳出であります。後期高齢者医療広域連合納付金331万8,000円増につきましては、歳入の繰入金と同様の理由による広域連合へ支払う保険基盤安定負担金の増額であります。

145ページ以降、事項別明細書を添付しておりますので御参照ください。

以上、福祉保険課所管の条例議案4件、補正予算議案2件につきまして、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第9号、第10号、第11号、第14号、第15号について、上下水道課長。

○上下水道課長（湯川 哲課長） それでは、上下水道課所管の議案5件について御説明いたしま

す。

まず、条例改正議案3件についてであります。

1、条例の議案集、23ページを御覧ください。

議案第9号高千穂町簡易水道給水条例の一部改正についてであります。

本案は、令和5年10月1日から、適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が導入されることに伴い、請求書に正確な消費税額を提示する必要があるため、現在行っております簡易水道料金の10円未満での端数処理を1円未満切捨てと改めるものであります。

また、令和3年度に、町にモデル統合いたしました中瀬簡易水道組合の簡易水道料金につきまして、統合時の経過措置が終わり、本年4月使用分から上水道料金と同一の水道料金とするものであります。

次に、議案第10号高千穂町下水道条例の一部改正につきましてではありますが、同じ議案集の25ページを御覧ください。

本案も、インボイス制度導入に関連する下水道使用料の端数処理変更で、10円未満の切捨てから1円未満の切捨てに改めるものであります。

次に、議案第11号高千穂町上水道給水条例の一部改正についてではありますが、同じ議案集の27ページを御覧ください。

本案も、インボイス制度導入に関連する上水道料金の端数処理変更でありまして、10円未満で行っております端数処理を1円未満の切捨てに改めるものであります。

以上3件につきましては、4月使用分として徴収する料金から適用するものであります。

次に、補正議案2件につきましてであります。

2、補正予算の議案集、83ページを御覧ください。

初めに、議案第14号令和4年度高千穂町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ663万6,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,496万8,000円とするものであります。

補正の主な理由は、不用となりました委託費等の減額であります。

84ページ、85ページの歳入歳出予算補正を御覧ください。

まず、歳入につきまして、繰入金は一般会計繰入金を663万6,000円減額し、1,841万4,000円とするものであります。

一方、歳出につきまして、衛生費は簡易水道費を663万6,000円減額し、補正後の額を8,496万6,000円とするものであります。

詳細につきましては、87ページ以降に事項別明細書を添付しておりますので御参照ください。

次に、議案第15号令和4年度高千穂町下水道事業特別会計補正予算（第4号）であります、同じ議案集の97ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,379万円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,488万3,000円とするものであります。

補正の主な理由は、企業会計移行に伴う引継金等の計上及び不用となりました工事費、委託費等の減額であります。

98ページ、99ページの歳入歳出予算補正を御覧ください。

まず、歳入につきまして、分担金及び負担金は負担金を8万円増額し108万1,000円に、繰入金是一般会計繰入金を5,501万円増額し1億8,420万5,000円に、諸収入は雑入を2,000万円減額し3,000円に、町債は130万円を減額し1,270万円とするものであります。

一方、歳出につきまして、総務費は総務管理費を337万9,000円減額し3,956万2,000円に、土木費は下水道費を3,030万円減額し2,536万6,000円に、予備費は6,900万円を増額し7,000万円に、施設費は施設管理費を153万1,000円減額し5,289万3,000円とするものであります。

このうち、土木費の減額は、河川工事や道路改良工事に伴います下水道管の移設工事及び委託設計費が、工事が次年度以降に変更になったことにより、今年度は不用となったものであります。

また、予備費につきましては、令和5年度から下水道特別会計が企業会計に移行することに伴い、企業会計の内部留保金として企業会計に引き継がれ、当初年度の減価償却費等に充てられるものであります。

詳細につきましては、101ページ以降に事項別明細書を添付しておりますので御参照ください。

以上、上下水道課所管の議案5件につきまして、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第12号について、財政課長。

○財政課長（興梠 貴俊課長） それでは、議案第12号令和4年度高千穂町一般会計補正予算（第9号）について御説明いたします。

議案集の2、補正予算、5ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額から6億5,316万8,000円を減額し、歳入歳出の総額を103億5,615万6,000円とするものであります。

また、第2条で繰越明許費を、第3条で地方債の補正を上げております。

まず、歳入補正について御説明いたします。

6ページをお開きください。

まず、町税は827万6,000円の増額ですが、現年課税分の収入見込みによる増です。

地方特例交付金は33万1,000円の減です。

地方交付税は6,313万8,000円の増額ですが、普通交付税の再算定が行われたことによる増となっております。

分担金及び負担金は428万円の減額です。事業費の確定等による減です。

使用料及び手数料は220万1,000円の減額です。ふれあいバス使用料等の減となっております。

国庫支出金は1億3,711万8,000円の減額です。児童福祉費負担金802万円の増、新型コロナウイルスワクチン接種臨時交付金596万2,000円の減、公共土木施設災害復旧事業費負担金1億2,013万8,000円の減、公立学校施設災害復旧費負担金275万2,000円の増等となっております。

県支出金は5,706万6,000円の減額です。子どものための教育・保育給付費負担金400万1,000円の増及び林道施設災害復旧費補助金4,589万8,000円の減等が主なものとなっております。

財産収入は385万4,000円の減額です。主なものは、町有地貸付収入120万円の増、養魚場の魚売払い収入472万8,000円の減、道の駅売上収入114万4,000円の減、道の駅レストラン収入292万円の増です。道の駅の収入に関しては、昨年4月から6月までの収入に関するものでございます。

寄附金8,226万8,000円の減額は、ふるさと応援寄附金の減が主なものです。

繰入金3億9,970万円の減額は、財政調整基金繰入金3億9,862万円の減が主なものです。

諸収入は826万9,000円の減額です。

造林事業収入400万円の減、雇用保険等個人負担金738万1,000円の減、高額療養払戻金199万円の増が主なものです。

町債2,950万円の減は、企画債及び道路橋梁整備事業債の減です。

次に、歳出補正の主なものについて御説明いたします。

8ページをお開きください。

議会費は130万1,000円の減額で、実績見込みによる減です。

総務費1億3,641万9,000円の減額ですが、財政管理費でふるさと納税事業等で4,543万7,000円の減、企画費は鉄道公園整備事業各種イベント補助金、光ケーブル事業等で5,366万3,000円の減となっています。

民生費は2,339万7,000円の減額です。老人福祉費の養護老人ホーム入所措置費の減

200万円、児童福祉施設の私立保育園扶助費が996万5,000円の増、児童手当の減800万円が主なものとなっております。

衛生費は2,057万1,000円の減額です。西白杵広域行政事務組合負担金481万4,000円の増、簡易水道事業繰出金の減663万6,000円、各種検診委託料等の減となっております。

農林水産業費は8,353万7,000円の減額です。主なものは、農業振興費が各種補助金の減256万5,000円、農地費が農地防災事業等により3,779万6,000円の減、造林事業費が1,013万7,000円の減となっております。

次に、商工費は2,900万1,000円の減額です。商工業振興費が、各種補助金及び利子補給金積立金等の2,170万3,000円の減が主なものとなっております。

次に、土木費は2,099万6,000円の増額です。

都市計画総務費5,456万4,000円の増は、下水道事業特別会計繰出金が主なものとなっております。

まちづくり事業費2,660万1,000円の減は、工事負担金の減等によるものです。

次に、消防費は12万1,000円の減です。災害援助費交付金の増及び保険料の減が主なものです。

教育費は2,260万7,000円の減額です。会計年度任用職員人件費及び要保護・準要保護就学援助費の減等が主なものです。

災害復旧費は3億5,548万3,000円の減額です。農地・農業用施設及び公共土木施設災害復旧工事費等の確定によるものです。

公債費は172万7,000円の減額です。一時借入金利子の減額となっております。

10ページの繰越明許費は、4年度中の執行が困難なため、5年度に繰り越すものを上げてございます。

11ページの地方債補正は、事業の減に伴う起債額の減を上げております。

議案集の13ページ以降に、歳入歳出補正予算の事項別明細書を添付しておりますので、参考にさせていただきたいと存じます。

以上で、議案第12号令和4年度一般会計補正予算（第9号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） ここで、午後1時10分まで休憩します。

午前11時56分休憩

.....
午後1時07分再開

○議長（坂本 弘明議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

続いて、議案第16号について、保健センター所長。

○保健福祉総合センター所長（興梠 晶彦所長） それでは、保健福祉総合センター所管の議案第16号令和4年度高千穂町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして御説明申し上げます。

議案集は、2番の補正予算の111ページからになります。

今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出の総額からそれぞれ1,566万円を減額し、補正後の予算総額を15億6,516万8,000円とするものであります。また、介護サービス事業勘定については、歳入歳出予算の財源の組替えのみをするもので、予算総額の増減はございません。

補正の主なものを御説明いたします。

まず、事業勘定ですが、114ページの歳入で、国庫支出金が299万7,000円の増額で、給付費の交付決定によるものです。

次に、支払基金交付金が1,093万3,000円、県支出金374万7,000円の減額で、実績見込みに伴う負担割合に応じた交付決定によるものであります。

一般会計繰入金の397万7,000円の減額は、介護給付費等の実績見込みに伴うものであります。

次に、115ページの歳出ですが、保険給付費の910万円の減額は、各サービスの給付見込みによるものであります。

次に、地域支援事業費が628万1,000円の減額ですが、サービス事業の実績見込みに伴うものと、会計年度任用職員の業務変更に伴う人件費の減額が主なものであります。

次に、予備費ですが、154万3,000円の追加で、こちらのほうは財源調整に伴うものであります。

次に、諸支出金が182万2,000円の減額は、介護サービス事業勘定繰出金の減額に伴うものであります。

117ページ以降に事項別明細書を添付しておりますので、参考にさせていただきますようお願いいたします。

次に、介護サービス事業勘定ですが、130ページを御覧ください。

歳入として、サービス収入が182万2,000円の増額で、居宅介護サービス計画のプラン作成による収入の実績見込みによるものです。それに伴いまして、事業勘定から繰出金を182万2,000円の減額としております。

113ページ以降に事項別明細書を添付しておりますので、参考にいただき、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第18号について、病院事務長。

○病院事務長（綾 浩樹事務長） それでは、町立病院所管、議案第18号令和4年度高千穂町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）につきまして御説明いたします。

補正予算議案集の155ページをお開きください。

今回の補正は、第2条で、予算第3条に定めた収益的収支のうち、収入の第1項医業収益の額を890万円の増額、第2項医業外収益の額を6,397万2,000円増額し、補正後の病院事業収益を22億1,687万2,000円に、また、支出の第1項医業費用の額を3,300万円増額、第2項医業外費用の額を800万円増額し、補正後の病院事業費用を25億373万9,000円とするものです。

次に、第3条で、予算第7条に定めた棚卸資産の購入限度額を3,300万円増額し、補正後の額を4億233万7,000円とするものです。

補正の主なものにつきましては、156ページの予算実施計画補正で御説明いたします。

収益的収入のうち、その他医業収益の890万円の増額は、公衆衛生活動の増によるものです。医業外収益の国県補助金の6,397万2,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症の空床確保及び新型コロナウイルス感染症を疑う患者の受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業等の増によるものです。

収益的支出につきましては、医業費用の材料費の3,300万円の増額は、薬品費及び診療材料費の増、雑支出の700万円の増額は、支出が増加したことによる控除対象外消費税の増、消費税の100万円の増額は、支払消費税が増えたことによるものです。

157ページ以降に、予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表を添付しておりますので、併せて御審議のほどよろしく願いいたします。

以上、説明を終わります。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第28号について、総合政策課長。

○総合政策課長（戸高 雄司課長） それでは、総合政策課所管、議案第28号辺地総合整備計画の策定について御説明いたします。

議案集13、その他の3ページからになります。

今回策定の上岩戸辺地に係る総合整備計画の概要を御説明申し上げます。

4ページを御覧ください。

1の辺地の概況につきましては、字の名称、法令の定めにより設置する地域の中心位置及び辺地の点数を記載してあります。

2の公共的施設の整備に必要とする事情につきましては、林道整備事業といたしまして、現在

開発中の林道開発により、林業の振興だけでなく、災害時の代替路としての活用が期待される旨を記載してあります。

橋梁補修事業といたしましては、予防的な修繕により、長寿命化や計画的な架け替えが、ライフサイクルコストの縮減のため必要である旨を記載しているところであります。

5ページを御覧ください。

3の公共施設の整備計画ですが、林道につきましては、林道専用道整備事業、椿原線事業費7,200万円で、特定財源が4,680万円、一般財源が2,520万円、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額が2,520万円であります。

橋梁につきましては、橋梁補修事業といたしまして、研瀬橋、登尾橋、大明橋の3事業を予定しており、事業費2,050万3,000円で、特定財源が1,285万5,000円、一般財源が764万8,000円、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額が750万円であります。

令和5年から令和9年までの5か年の総事業費は9,250万3,000円で、特定財源が5,965万5,000円、一般財源が3,284万8,000円、一般財源のうち、辺地対策事業債が3,270万円を予定しているところでございます。

以上、議案28号の提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 次に、令和5年度当初予算議案について説明を求めます。

初めに、議案第19号について、財政課長。

○財政課長（興梠 貴俊課長） それでは、議案第19号令和5年度高千穂町一般会計予算について御説明いたします。

予算議案書4、一般会計の5ページをお開きください。

第1条で歳入歳出予算の総額を、それぞれ98億6,400万円と定めるものです。

第2条で債務負担行為の事項、期間及び限度額を、第3条で地方債の目的、限度額、起債の方法などを、第4条で一時借入金の最高限度額を7億円に、第5条で同一款内における各項間の予算の流用について定めるものでございます。

次に、10ページをお開きください。

債務負担行為は、たかちほ再生支援特別貸付金利子補給事業ほかとなっております。

続いて11ページですが、11ページは地方債となっております。過疎対策事業債（ハード及びソフト）、辺地債、緊急防災・減災事業債、災害復旧事業債につきましては、投資的事業及びソフト事業に充当する町債となっております。

また、臨時財政対策債は、財源不足に対処するため、地方交付税算定基準に基づいて発行が許可される予定額について計上したもので、限度額を3,379万8,000円に設定しております。

地方債合計は、5億7,569万8,000円として計上しております。

それでは、予算内容の主なものについて、令和5年度高千穂町一般会計当初予算説明資料で御説明いたしますので、議案集14、予算説明の3ページの総括表をお開きください。

令和5年度予算額と前年予算及び比較を申し上げます。

まず、歳入の町税ですが、全体では10億4,632万5,000円、前年比4,457万8,000円の増です。令和4年度の収納実績から、個人・法人町民税、固定資産税、軽自動車税とも増額としています。

次に、地方譲与税は1億443万円で、前年比815万8,000円の増です。利子割交付金は44万円で前年比2万6,000円の減、配当割交付金は142万円で前年比7万8,000円の減、株式等譲渡所得割交付金は102万円で前年比6万3,000円の減、法人事業税交付金は1,425万円で前年比1,000万9,000円の増、地方消費税交付金は2億7,550万円で前年比5,720万4,000円の増、環境性能割交付金は343万円で前年比18万円の減としています。地方特例交付金は296万円で前年比49万円の減。

次に、地方交付税ですが、国の地方財政計画では増加も見込まれますが、不確定要素もあることから38億1,970万円、前年比1億341万7,000円の減で計上しております。

内訳は、普通交付税34億300万円、特別交付税4億1,670万円です。交通安全対策特別交付金は80万円、前年比4万5,000円の減、分担金及び負担金は1億2,030万7,000円、前年比1,621万3,000円の増です。

主なものは、農林水産業分担金1,736万6,000円、民生費負担金8,566万4,000円、衛生費負担金889万円等となっております。

次に、使用料及び手数料は1億2,535万1,000円、前年比224万3,000円の減です。総務費使用料5,899万1,000円、土木費使用料3,248万8,000円等を見込んでいます。

次に、国庫支出金は10億7,562万3,000円、前年比1億8,725万8,000円の増です。民生費国庫負担金5億1,400万3,700円、土木費国庫交付金1億9,406万2,000円等が主なものとなっております。

県支出金は17億6,233万6,000円、前年比8億8,000万6,000円の増です。災害復旧費県補助金8億3,289万6,000円が主なものです。財産収入7,153万8,000円は、前年比1億2,123万2,000円の減です。道の駅の指定管理に伴います収入の減等によるものです。

寄附金は2億10万1,000円で、前年比5,000万円の増です。ふるさと応援寄附金につきましては、2億円を計上しております。

繰入金は、5億7,661万5,000円を計上しています。財政調整基金5億4,614万4,000円、公共施設等整備基金1,700万円ほかとなっています。

繰越金は2,000万円を計上しています。

諸収入は6,615万6,000円で、前年比4,222万円の減です。これは、雇用保険等個人負担金の減によるものです。

町債は5億7,569万8,000円で、前年比2,864万3,000円の減です。主なものは、衛生債6,010万円、土木債2億6,580万円、災害復旧事業債1億4,160万円、臨時財政対策債3,379万8,000円となっています。

次に、歳出について御説明します。

議会費は9,345万2,000円、前年比66万5,000円の増で、人件費の増額によるものです。

総務費は12億3,450万9,000円、前年比1,357万1,000円の減です。ふるさと納税事業1億873万9,000円、鉄道跡地公園化事業4,424万7,000円、経済好循環創造プロジェクト事業2,290万円、未成線サミット運営事業337万4,000円、バス運行管理費8,245万4,000円等を計上しています。

次に、民生費は22億5,951万9,000円で、前年比5,510万7,000円の減です。老人福祉費4億269万5,000円、障害福祉費4億4,579万2,000円、児童福祉施設費5億8,496万5,000円等となっています。

次に、衛生費は7億2,877万円、前年比2,290万4,000円の減です。予防費4,631万9,000円、母子保健事業費2,831万1,000円、合併処理浄化槽整備事業9,499万9,000円、清掃総務費2億2,626万5,000円等を計上しています。

次に、農林水産業費は13億1,215万7,000円で、前年比4,223万9,000円の減です。中山間地域直接支払制度事業費2億5,735万9,000円、畜産生産振興事業費3,677万円、林業土木費1億4,374万6,000円、農地・農業用施設災害自力復旧費1億7,007万円を計上しております。

次に、商工費は2億9,936万3,000円で、前年比599万7,000円の増です。商工業振興費3,950万5,000円及び観光振興費1億2,021万9,000円が主なものです。

次に、土木費は9億9,681万9,000円で、前年比1億3,942万2,000円の増です。道路新設改良費2億5,460万5,000円、都市計画総務費1億4,430万7,000円等となっています。

次に、消防費は3億4,257万2,000円、前年比1,854万6,000円の減です。消防施設整備費用4,629万9,000円、広域行政事務組合分担金2億1,700万8,000円等

が主なものとなっています。

教育費は、5億3,104万1,000円、前年比2,036万円の減は、コロナウイルス感染症対策事業の減等によるものです。コミュニティスクール事業、中学校建設事業、検定支援事業等が増額となっています。

災害復旧費は13億1,349万1,000円で、前年比13億949万1,000円の増となっています。令和4年14号台風の過年度災害復旧事業が主なものでございます。過年発生道路・橋梁・河川災害復旧事業が3億4,200万円、過年発生林業施設災害復旧事業が1億311万円、過年発生農地・農業用施設災害復旧事業が8億5,338万1,000円です。

公債費は、元利償還金と合わせて7億4,762万6,000円で、前年比2,617万円の減となっています。予備費として、468万1,000円を計上しています。

以上で、歳入及び歳出の説明を終わります。

ただいま説明で使用しました、高千穂町一般会計当初予算説明資料の4ページから、歳入歳出分析表、会計別予算総括表、特別会計繰出金調書、投資的経費主要事業一覧、基金保有状況等を添付しています。

また、予算議案集の13ページ以降に、歳入歳出予算の事項別明細書を添付していますので、参考にさせていただきたいと存じます。

以上で、議案第19号令和5年度高千穂町一般会計予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第20号、第24号について、福祉保険課長。

○福祉保険課長（霜見 勉課長） 福祉保険課所管の令和5年度予算議案2件につきまして御説明いたします。

議案集5、国保特会の3ページを御覧ください。

初めに、議案第20号令和5年度高千穂町国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

第1条で事業勘案の歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億2,006万4,000円とし、第2条で一時借入金の最高額を2億5,000万円と定め、第3条において歳出予算の流用について定めています。

まず、5ページの歳入についてであります。国民健康保険税は2億7,972万6,000円を計上しており、全体の15.4%を占めておりますが、被保険者数の減少により、昨年より1,018万円少なく見込んでおります。

一部負担金の2,000円は、残のみの計上です。

使用料及び手数料の12万1,000円は、国保税の督促手数料です。

県支出金の13億8,325万9,000円は保険給付費等交付金で、全体の76%を占めております。

財産収入の29万6,000円は、国保準備積立基金利子です。

繰入金は1億5,615万9,000円を計上し、全体の8.6%を占めております。保険基盤安定繰入金、職員給与費、出産育児一時金などの一般会計繰入金が主なものとなります。

繰越金の2,000円は、残のみの計上です。

諸収入の49万9,000円は、延滞金、預金利子、特定健診受診受託料及び第三者納付金、検診等個人負担金などの雑入であります。

次に、6ページ、歳出についてですが、総務費の4,405万8,000円は、国保係6名の人件費、国保連合会事務費負担金、賦課徴収費などの事務的経費です。

保険給付費の13億2,192万4,000円は、国保連合会経由で各医療機関に支払う診療報酬負担金、装具代、高額療養費、出産育児一時金、葬祭給付費などの負担金で、全体の72.6%を占めております。

国民健康保険事業費納付金の3億8,328万6,000円は、国保税を県へ納付するための被保険者医療費給付費、後期高齢者支援金、介護納付金で、全体の21.1%を占めております。

保健事業費の5,945万9,000円は、疾病予防費、後期医療と介護予防の一体的実施事業、特定健診事業費及び保険センターの健康づくり係の4名分の人件費、その他事務的経費などです。

基金積立金の29万7,000円は、国保準備積立基金利子の積立金です。

公債費の16万5,000円は、一時借入金利子です。

諸支出金の200万6,000円は、過年度保険税の還付金が主なものです。

予備費は、886万8,000円です。

共同事業拠出金1,000円は、残のみの計上です。

2月1日現在、国保加入世帯数は1,912世帯で、昨年同日と比較し58世帯の減、被保険者数が3,014名で189名減少しております。予算額は前年度より5,371万5,000円、3%増となっております。県の試算で被保険者数は減少しますが、医療費は増額すると見込んでおります。引き続き、各種制度改正などを注視しながら、医療費の抑制を図るため、重症化予防などの保健予防活動を積極的に推進し、健全な国保運営に努めてまいります。

9ページ以降、事項別明細書を添付しておりますので御参照ください。

次に、議案集9、後期特会の3ページを御覧ください。

議案第24号令和5年度高千穂町後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,802万1,000円とし、第2条で、一時借入金の最高額を1億円と定めております。

4ページ、歳入についてであります。後期高齢者医療保険料は、被保険者からの納付していただく特別徴収、普通徴収を合わせて1億2,679万5,000円を計上しており、全体の64%を占めております。

使用料及び手数料の3万3,000円は、督促手数料です。

繰入金の6,228万2,000円は、一般会計からの事務費及び保険基盤安定繰入金で、全体の31.5%を占めております。

繰越金は、100万円を計上しております。

諸収入の791万1,000円は、保険料過年度還付金や広域連合からの健診受託事業収入が主なものです。

次に5ページ、歳出についてですが、総務費の860万8,000円は、一般管理費の事務的経費、徴収費、健診に伴う経費が主なものとなります。

後期高齢者医療広域連合納付金の1億8,911万2,000円は、広域連合への保険料納付金で、全体の95.5%を占めております。

諸支出金の30万円は、過年度保険料の還付金です。

予備費は、1,000円を計上しております。

2月1日現在、被保険者数が2,655名で昨年より6名減少し、予算額は1,800万1,000円、10%の増となり、広域連合への保険料納付金の増が主な原因となっております。令和5年度におきましては、引き続き医療費の抑制を図るため、重症化予防など、保健予防活動を積極的に推進し、健全な運営に努めてまいりたいと思います。

7ページ以降、事項別明細書を添付しておりますので御参照ください。

以上、福祉保険課所管予算議案2件につきまして、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第21号、第26号、第27号について、上下水道課長。

○上下水道課長（湯川 哲課長） それでは、上下水道課所管の特別会計及び企業会計予算議案3件につきまして御説明いたします。

初めに、議案第21号令和5年度高千穂町簡易水道事業特別会計予算であります。6、簡水特会の議案集3ページを御覧ください。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,804万9,000円であります。

内容は、4ページからの第1表、歳入歳出予算で説明いたします。

まず、歳入につきまして、主なものは使用料6,194万5,000円、一般会計繰入金2,574万円などとなっております。

一方、歳出につきまして、主なものは衛生費、簡易水道費8,591万1,000円、予備費213万6,000円などとなっております。

このうち、衛生費、簡易水道費8,591万1,000円につきましては、主な内容は、職員人件費1,604万1,000円、施設の光熱費709万2,000円、施設修繕費900万円、水質検査等手数料1,062万7,000円、水道メーター検針等個人委託料857万3,000円、施設保守点検・配水池清掃等業者委託料936万2,000円などとなっております。

この詳細につきましては、9ページ以降の事項別明細書を御参照ください。

次に、議案第26号令和5年度高千穂町下水道事業会計予算であります。11、下水事業の議案集4ページを御覧ください。

町長からの説明でもありましたとおり、下水道事業は令和5年度から企業会計に移行するため、今回の予算書から、地方公営企業法施行規則に定められた様式での予算書となっております。

まず、第3条、収益的収入及び支出につきまして、収入、第1款下水道事業収益2億3,365万7,000円の内訳は、第1項営業収益7,305万3,000円、主なものは下水道使用料であります。第2項営業外収益1億6,015万4,000円、主なものは一般会計補助金、長期前受金戻入、国庫補助金等であります。

支出、第1款下水道事業費用2億2,682万4,000円の内訳は、第1項営業費用2億504万1,000円、これは下水道事業の主たる事業活動を行うための費用で、職員人件費、施設維持管理費等委託料、電気等動力費、減価償却費等が主なものであり、特に減価償却費は1億1,018万円と大きなところを占めております。第2項営業外費用1,695万9,000円、主なものは起債利息分償還と消費税納付であります。第3項特別損失457万4,000円、主なものは、前年度分消費税納付と前年度分賞与引当金繰入れであります。そのほか、第4項予備費として25万円を計上しております。

次に、第4条、資本的収入及び支出につきまして、収入、第1款資本的収入5,228万5,000円の内訳は、第1項負担金等2,100万1,000円、主なものは工事負担金、受益者負担金であります。第2項他会計出資金3,128万4,000円、これは一般会計出資金であります。

支出、第1款資本的支出1億1,597万8,000円の内訳は、第1項建設改良費3,200万円、これは工事請負費、委託料で、主に河川改良及び道路改良に伴います下水道管移設に関するものであります。第2項企業債償還金8,372万8,000円、これは起債の元金分の償還金であります。そのほか、第3項予備費として25万円を計上しております。

資本的収入が資本的支出額に対し、不足する額6,369万3,000円は、消費税資本的収支調整額及び前年度からの引継金で補填することとしております。

また、第4条の2に、特例的収入及び支出を記載しておりますが、これは下水道特別会計の収入支出が3月31日で打ち切りとなり、出納閉鎖期間が設けられないことから、令和4年度に発生

した債権及び債務を整理するための措置であります。

このほか、第2条に業務の予定量、第5条に企業債、第6条に一時借入金、第7条に予定支出の各項の経費の金額の流用、第8条に議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第9条に他会計からの補助金を記載しておりますので御確認ください。

以上が、下水道事業会計予算であります。8ページ以降に、実施計画書、キャッシュフロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表、予定開始貸借対照表を添付しておりますので御参照ください。

次に、議案第27号令和5年度高千穂町水道事業会計予算であります。12、水道事業の議案集4ページを御覧ください。

まず、第3条、収益的収入及び支出につきまして、収入、第1款水道事業収益1億4,396万6,000円の内訳は、第1項営業収益1億3,977万8,000円、主なものは水道料金であります。第2項営業外収益418万8,000円、主なものは長期前受金戻入であります。

支出、第1款水道事業費用1億4,326万2,000円の内訳は、第1項営業費用1億3,006万6,000円、これは水道事業の主たる事業活動を行うための費用で、職員人件費、施設維持管理点検等委託料、施設修繕費、電気等動力費、減価償却費等であります。第2項営業外費用1,165万5,000円、主なものは起債利息分償還と消費税納付であります。そのほか、第3項特別損失50万1,000円、第4項予備費50万円を計上しております。

次に、第4条資本的収入及び支出につきまして、収入第1款資本的収入2,200万3,000円の内訳は、第3項企業債2,000万円、これは工事及び設計委託に伴う起債借入れであります。第5項補償金200万円、これは県河川改修に伴う水道管移設の補償金であります。そのほか、第1項固定資産売却代金1,000円、第2項負担金1,000円、第4項補助金1,000円を計上しております。

支出、第1款資本的支出4,093万9,000円の内訳は、第1項建設改良費2,690万円、これは工事請負費、委託料等で、道路改良に伴う水道管移設や管路更新設計の費用を計上しております。第3項企業債償還金1,393万8,000円、これは起債の元金分の償還金であります。そのほか、第2項負担金1,000円、第4項予備費10万円を計上しております。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,893万6,000円は、消費税資本的収支調整額、当年度損益勘定留保資金、建設改良積立金で補填することとしております。

このほか、第2条に業務の予定量、第5条に一時借入金、第6条に企業債、第7条に議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第8条に他会計からの補助金、第9条に棚卸資産の購入限度額を記載しておりますので御確認ください。

以上が、水道事業会計予算であります。9ページ以降に、実施計画書、資金計画書、給与明細書、棚卸資産購入限度額、予定損益計算書、予定貸借対照表、予定キャッシュフロー計算書を添付しておりますので御参照ください。

以上、上下水道課所管の特別会計及び企業会計議案3件につきまして、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第22号、第23号について、保健センター所長。

○保健福祉総合センター所長（興梠 晶彦所長） それでは、保健センター所管の令和5年度当初予算議案2件につきまして御説明を申し上げます。

まず、議案第22号令和5年度西臼杵介護認定審査会特別会計予算についてですが、議案集は、7番の西臼杵介護認定審査会特別会計予算書の3ページからとなります。

まず、第1条で、歳入歳出予算の総額を814万8,000円と定めるものであります。前年度と比較し、529万4,000円の減額となっております。

4ページの歳入について、まず、分担金及び負担金を814万7,000円計上いたしております。運営経費を西臼杵3町にて負担していただくものであります。職員を介護保険事業業務と兼務しているため、人件費の2分の1を高千穂町負担とし、その額を除いた経費を西臼杵3町で均等に負担するものであります。

次に、5ページの歳出ですが、介護認定審査会費として814万7,000円を計上しております。うち、運営経費といたしまして561万2,000円、事務費を253万5,000円計上しておりますが、前年と比較しまして529万4,000円の減額となっております。これは、事務局に会計年度任用職員を専属で配属したためでありまして、これまでの正職員と比較して人件費が減額となっております。ゆえに、歳入の3町負担についても減額となっております。

続いて、7ページ以降に事項別明細書を添付しておりますので、参考にしていただきますようお願いいたします。

次に、議案第23号令和5年度高千穂町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

議案集は、8番の高千穂町介護保険特別会計予算の2ページからになります。

まず、第1条で、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億7,313万円、サービス事業勘定の歳入歳出総額をそれぞれ1,474万3,000円と定めております。

第2条で、一時借入金の最高額を5,000万円と定め、第3条で予算の流用について定めております。

次に、6ページからの保険事業勘定ですが、前年と比較し1,386万5,000円の増額となっております。

歳入について、主なものを御説明いたします。

まず、保険料が2億4,382万9,000円の計上で、65歳以上の第1号保険者からの保険料であります。

次に、分担金及び負担金が324万円の計上で、事業利用者の負担金であります。

次に、国庫支出金が3億9,196万1,000円、支払基金交付金が3億6,851万4,000円、県支出金が2億1,156万4,000円のそれぞれの計上ですが、保険給付費等に係る負担金に応じた計上であります。

次に、財産収入が39万8,000円で、基金運用の益金であります。

次に、繰入金が2億5,351万6,000円の計上で、保険給付費等に対しての一般会計からの繰入金であります。

続いて、7ページの歳出について、主なものを御説明いたします。

総務費が4,642万7,000円の計上で、対前年度比1,452万4,000円の増額ですが、職員の人件費及び電算システム保守委託料、介護認定調査費、それから第9期の介護保険計画策定に係る委託料が主なものであります。

次に、保険給付費が12億8,463万3,000円の計上で、対前年度比195万円の増額となりましたが、サービス利用による保険給付費の見込みによる計上であります。

次に、地域支援事業が1億2,330万円の計上で、5年度実績見込みに伴う計上であります。

次に、予備費として975万5,000円、諸支出金が861万6,000円、保険料の還付金及び介護サービス事業勘定への繰出金を計上したものです。

なお、9ページ以降に事項別明細書を添付しております。

続きまして、38ページからの介護サービス事業勘定ですが、対前年比で333万3,000円の増額であります。

38ページの歳入について、主なものを御説明いたします。

まず、サービス収入が712万9,000円の計上で、要支援及び要介護の方のケアプラン作成による収入であります。

次に、繰入金が761万4,000円の計上で、保険事業勘定からの繰入れによるものであります。

次に、39ページの歳出ですが、総務費が874万2,000円の計上で、職員の人件費及び研修費、それから公用車入替えに伴う備品購入費が主なものであります。

次に、サービス事業費が600万1,000円の計上で、会計年度任用職員の人件費、パソコンシステムの使用料等が主なものであります。

41ページ以降に、事項別明細書を添付しておりますので、参考にさせていただきますようお願いいたします。

以上で、令和5年度当初予算議案の2件についての説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第25号について、病院事務長。

○病院事務長（綾 浩樹事務長） それでは、町立病院所管、議案第25号令和5年度高千穂町国民健康保険病院事業会計予算について御説明いたします。

10番の病院事業予算議案集の2ページ及び3ページを御覧ください。

まず、第2条では、業務の予定量を定めております。病床数は、一般病床120床となっております。年間患者数は、入院患者3万2,850人、外来患者9万2,496人、一日平均患者数は入院患者90人、外来患者376人と見込んでおります。

主な建設改良事業といたしましては、医療機器などの有形固定資産購入費1億8,252万6,000円を計上しております。

次に、第3条では、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

収入につきましては、病院事業収益の総額を21億1,600万1,000円、内訳は、医業収益を18億7,979万5,000円、医業外収益を2億3,620万5,000円、特別利益を1,000円計上しております。

また、支出につきましては、病院事業費用の総額を24億5,451万7,000円、内訳は、医業費用22億9,736万2,000円、医業外費用1億5,355万4,000円、特別損失360万1,000円を計上しております。

次に、第4条では、資本的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

収入につきましては、資本的収入の総額を2億1,580万2,000円、内訳は、企業債5,000万円、負担金1億6,305万2,000円、繰入金275万円を計上しております。

また、支出につきましては、資本的支出の総額を3億7,072万円、内訳は、建設改良費2億4,000円、企業債償還金1億6,471万6,000円、就学資金貸付金600万円を計上しております。

次に、第5条では、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合として、次のように定めるものであります。業務量の増加等に伴い、病院事業の業務のための直接必要な経費に不足を生じたときと定めております。

次に、第6条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、（1）職員給与費13億304万9,000円、（2）公債費150万円、（3）訪問看護費のうち職員給与費を3,771万6,000円と定めるものであります。

第7条は、棚卸資産の購入限度額を3億8,677万円と定めるものであります。

第8条は、重要な資産の取得及び処分について定めるものであり、取得する資産、処分する資

産につきましては、レントゲン画像システム及び眼科の治療機器の入替えを予定しております。

説明は以上でございますが、4ページ以降に、予算実施計画、予定キャッシュフロー計算書等の附属書類を添付しておりますので、併せて御審議いただきますようお願い申し上げまして、病院事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（坂本 弘明議員） なお、議案第29号、第30号、第31号につきましては、町長の説明のとおりでありますので、関係課長の説明は省略します。

以上で、町長提案の日程第5、議案第2号から日程第34、議案第31号までの合計30件について説明が終わりました。

なお、ただいま説明が終わりました議案第29号、第30号、第31号を除く質疑につきましては、議案熟読の休会を経て、次の会議で行うこととします。

ここで、議案第29号、30号、31号の議案熟読のため、2時25分まで休憩いたします。

午後2時10分休憩

.....

午後2時23分再開

○議長（坂本 弘明議員） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第32、議案第29号高千穂町監査委員の選任同意についてを議題とします。

ここで監査委員に申し上げます。しばらくの間、退席をお願いいたします。

〔中尾 清美監査委員退場〕

○議長（坂本 弘明議員） 議案第29号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略して採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。よって、議案第29号については、討論を省略して採決することに決定しました。

これから議案第29号を採決します。本案の採決は、無記名投票で行います。

議場出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（坂本 弘明議員） ただいまの議長を除く出席議員数は12名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に議席番号1番、藤田利廣議員、議席番号2番、田中義了議員、議席番号3番、佐藤さつき議員の3名を指名しま

す。

念のため申し上げます。本案について賛成の方は投票用紙に「賛成」、反対の方は「反対」と記入をお願いします。

なお、投票に賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により、「否」とみなすことになっておりますので、御承知おきください。

それでは、投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（坂本 弘明議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（坂本 弘明議員） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議席番号1番、藤田利廣議員から議席番号順に順次投票を願います。

.....

1番	藤田 利廣議員	2番	田中 義了議員
3番	佐藤さつき議員	5番	板倉 哲男議員
6番	磯貝 助夫議員	7番	本願 和茂議員
8番	中島 早苗議員	9番	馬原 英治議員
11番	工藤 博志議員	12番	富高健一郎議員
13番	富高 友子議員	14番	佐藤 定信議員

.....

○議長（坂本 弘明議員） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。

藤田利廣議員、田中義了議員、佐藤さつき議員、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（坂本 弘明議員） それでは、開票の結果を報告します。

投票総数12票。これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合しています。

賛成12票。

以上のとおり、賛成全員であります。したがって、議案第29号高千穂町監査委員の選任同意については、同意することに決定しました。

議場出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（坂本 弘明議員） 監査委員の入場を許可します。

〔中尾 清美監査委員入場〕

○議長（坂本 弘明議員） 監査委員に申し上げます。採決の結果、監査委員の選任については同意されました。

ここで、中尾監査委員から挨拶の申出がありましたので許可します。監査委員。

○監査委員（中尾 清美監査委員） 議長には、挨拶の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。早いもので、私が監査委員の職を務めさせていただき4年がたちました。その間、執行部、議員の皆様方には、業務に対し、御支授と御協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、今回の改選に伴い、再度町長より選任いただき、ただいま皆様の御承認を賜り厚くお礼申し上げます。今後は台風災害による災害復旧や様々な事業を控え、予算も増えてくると思われますが、監査実施につきましても、初心に返り、監査委員の使命と基本を公正な立場で監査に邁進する所存であります。

今後とも御協力、御指導賜りますようお願い申し上げます。簡単ではありますが、お礼の言葉といたします。本日はありがとうございました。

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第33、議案第30号高千穂町教育委員会委員の任命同意についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略して採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。よって、議案第30号については、討論を省略して採決することに決定しました。

これから議案第30号を採決します。本案の採決は、無記名投票で行います。

議場出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（坂本 弘明議員） ただいまの議長を除く出席議員数は12名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に議席番号5番、板倉哲男議員、議席番号6番、磯貝助夫議員、議席番号7番、本願和茂議員の3名を指名します。

念のため申し上げます。本案について、賛成の方は投票用紙に「賛成」、反対の方は「反対」と記入をお願いします。

なお、投票に賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により、「否」とみなすことになっておりますので、御承知おきください。

それでは、投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（坂本 弘明議員） 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（坂本 弘明議員） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議席番号1番、藤田利廣議員から議席番号順に順次投票を願います。

.....

1番	藤田 利廣議員	2番	田中 義了議員
3番	佐藤さつき議員	5番	板倉 哲男議員
6番	磯貝 助夫議員	7番	本願 和茂議員
8番	中島 早苗議員	9番	馬原 英治議員
11番	工藤 博志議員	12番	富高健一郎議員
13番	富高 友子議員	14番	佐藤 定信議員

.....

○議長（坂本 弘明議員） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。

板倉哲男議員、磯貝助夫議員、本願和茂議員、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（坂本 弘明議員） それでは、開票の結果を報告します。

投票総数12票。これは先ほどの議長を除く出席議員数に符号しています。

賛成12票。

以上のとおり、賛成全員であります。したがって、議案第30号高千穂町教育委員会委員の任命同意については、同意することに決定しました。

議場出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

次に、日程第34、議案第31号高千穂町農業委員会委員の任命同意についてを議題とし、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略して採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。よって、議案第31号については、討論を省略して採決することに決定しました。

これから議案第31号を採決します。

お諮りします。本案は一括採決といたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。よって、議案第31号は一括採決といたします。議案第31号について、同意することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第31号は可決されました。

日程第35、発委第1号

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第35、発委第1号高千穂町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とします。

なお、この発委は、お手元に配付のとおり、議会運営委員長から提出されたものであります。

初めに、事務局長に提出の趣旨説明を述べさせます。

○事務局長（須藤 浩文事務局長） 国の個人情報保護法の改正により、議会独自の条例の制定をすることになったため、提出するものであります。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で、趣旨説明が終わりました。

お諮りします。発委第1号は質疑を省略して採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。よって、発委第1号については、質疑を省略することに決定しました。

これから発委第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。発委第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

日程第36. 高千穂町選挙管理委員会の委員及び同補充員の選挙について

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第36、高千穂町選挙管理委員会の委員及び同補充員の選挙についてを議題とします。

選挙の方法についてお諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

続いて、指名の方法についてお諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

初めに、選挙管理委員を指名します。佐藤英次氏、甲斐通久氏、後藤徳雄氏、甲斐安紀氏、以上4名の方を指名します。

お諮りします。ただいま指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました、佐藤英次

氏、甲斐通久氏、後藤徳雄氏、甲斐安紀氏が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員を指名します。甲斐つな子氏、甲斐正利氏、武田考申氏、興梶洋氏、以上4名の方を指名します。

お諮りします。ただいま指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました、甲斐つな子氏、甲斐正利氏、武田考申氏、興梶洋氏、選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りします。補充の順序はただいま指名した順序にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。したがって、補充の順序はただいま指名した順序に決定しました。

日程第37. 人権擁護委員推薦に伴う議会の意見を求めることについて

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第37、人権擁護委員推薦に伴う議会の意見を求めることについてを議題とします。

人権擁護委員推薦に伴う議会の意見を求めることについては、お手元に配付した意見書のとおり答申したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第37、人権擁護委員推薦に伴う議会の意見を求めることについては、お手元に配付しました意見書のとおり答申することに決定しました。

日程第38. 議員派遣調査報告について

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第38、議員派遣調査報告についてを議題といたします。

まず、総務産業常任委員会行政調査について報告を求めます。

派遣議員代表、板倉哲男議員、登壇願います。

○議員（5番 板倉 哲男議員） 総務産業常任委員会は、令和5年2月6日から2月8日にかけて行政視察を実施しましたので、高千穂町議会会議規則第41条の規定により、下記のとおり報告いたします。

今回の視察は、総務産業常任委員7名のうち1名が都合により不参加となり、委員6名と事務

局1名で、2月6日に福岡県嘉麻市、2月7日に株式会社SMO南小国と大分県庁、2月8日に大分県佐伯市で調査をしてきました。

まず、福岡県嘉麻市の定時・定路線と予約型バスのハイブリッド運行についてです。

嘉麻市は平成18年に1市3町が合併して誕生した自治体で、人口は約3万5,000人、高齢化率は44.8%、面積は135.11平方キロメートル、福岡県の中央に位置しています。

公共交通については、合併前のそれぞれの自治体で実施していた事業を引き継ぐ形で実行していましたが、それにより市内におけるサービス格差が生じ、交通空白地が生じていたことと、市バス利用者の低迷から空バス運行が増加していたことを受け、令和2年4月から定時・定路線と予約型バスのハイブリッド運行に改変しました。

嘉麻市のバス路線には、幹線路線と枝線路線があります。幹線路線とは、合併前の旧市町の区域を超えて運行する路線で、枝線路線とは、合併前の旧市町の区域内で運行する路線です。

このうちハイブリッド運行をしているのが枝線路線で、過去の利用実績から利用の多い時間帯は定時・定路線で、利用の少ない時間帯は予約型バスとして運行しています。

例えば、朝8時半から10時は定時・定路線、10時から11時半は予約型、12時から1時半は定時・定路線、1時半から18時は予約型といった具合です。

予約型バスを利用するには、事前登録をした上で、利用の1時間前までに電話あるいはスマホアプリから予約する必要があります。

電話予約の受付業務は、改編当初はバスの運行を委託している事業者に依頼していましたが、旧市町ごとに事業者が異なっており、旧市町の区域を超えて、予約型バスを利用する場合、利用者、事業者ともに不便であったため、現在は民間のコールセンター事業者に委託しています。

料金は、定時・定路線が200円であるのに対し、予約型は300円です。

なお、予約型の料金については、タクシーの半額程度を想定したものとなっています。

市バスの利用状況は、人口が減少しているにもかかわらず、ハイブリッド運行に移行後、右肩上がりに増加しています。それに伴い、市バス事業の収支の改善にもつながっています。

今後の課題として、物価の高騰に伴う経費の増加とドライバーの後継者不足が挙げられるとのことでした。

本町におけるふれあいバス事業は、利用者及び利用量が減少傾向にある一方、経費は増加傾向にあるため、収支は悪化しています。平成23年度の収支がマイナス2,765万円だったのが、その10年後の令和3年度の収支はマイナス7,124万円となっており、事業の見直し時期に来ていることは明らかです。

そんな中、人口が減少している中にも利用者を伸ばし、収入を伸ばし、収支を改善し、赤字額を減少させている嘉麻市の取組は非常に参考になりました。

本町においても、取り入れることのできることにについては取り入れ、ふれあいバス事業について、利便性を維持しつつ、収支の改善に取り組まなければならないと改めて感じました。

次に、株式会社SMO南小国における地域商社の取組についてです。

SMO南小国は、2018年に物産館である「きよらかアサ」と観光協会を融合する形で設立されました。それ以前は、南小国町が出資していた株式会社きよらかアサが物産館きよらかアサを運営していたため、SMO南小国の設立時に、南小国町として新たな出資はしていません。

なお、株式会社きよらかアサの資本金は8,540万円で、全額南小国町からの出資です。

SMO南小国は現在、地域商社事業部、観光事業部、情報発信事業部、未来づくり事業部の4事業に取り組んでいます。

地域商社事業部では、お弁当などの惣菜販売の厨房部門を含む物産館の運営及びふるさと納税業務の代行をしています。2021年度決算におけるSMO南小国の売上げは1億8,000万円ほどで、そのうち約53%に当たる9,600万円ほどがふるさと納税業務代行によるものです。

ふるさと納税については、SMO南小国設立以前の10倍にまで寄附金額を伸ばしています。ふるさと納税の返礼品として希望が多いのが、熊本県共通の返礼品であるあか牛と馬刺しで、寄附金額の約60%を占めています。ついで人気があるのが、宿泊券などのチケットで、全体の約18%となっています。

また、ふるさと納税について、ページ制作や情報発信、事務処理、寄附者からの問合せ対応などをSMO南小国で、内製化の上で一貫して代行することで、何事にも迅速に対応できることが寄附者の満足度向上につながっており、寄附金額の増につながっているのだろうとのことでした。

なお、ページ制作に当たるスタッフは、もともとそうしたスキルがあったわけではなく、入社してから徐々にスキルを身につけているとのことで、社員の人材育成にも力を入れていることが見てとれました。

また、ふるさと納税仲介事業者を寄附額が多い順に見ると、以前はふるさとチョイス、楽天、ふるなびの順でしたが、2022年以降は、1位と2位が入れ替わり、楽天、ふるさとチョイス、ふるなびとなっています。

ふるさと納税業務代行の次に売上げが大きいのが物産関連で、全体の約32%に当たる約5,700万円となっています。物産館は、以前は赤字が続いていましたが、SMO南小国が運営してから黒字転換し、なおも売上げを右肩上がりに伸ばしています。物産館における販売手数料は、町内産の生鮮品は15%、町内の加工品は20%、町外の加工品は25%です。

業績の改善に当たり、広告代理店の活用などはしておらず、スタッフ自らレイアウト変更に取り組むなど、主体的に動く体制づくりをしたことが結果につながっているとのことでした。

3番目に売上げが大きいのが厨房部門で、全体の約9%に当たる1,500万円ほどとなっています。また、厨房で力を入れているのが弁当で、地元の新鮮な食材を地元のお母さんたちが作っています。町内の旅館で働く従業員などにも賄い弁当として販売しており、特に町外から来た従業員は、弁当を通して南小国町の食について知る貴重な機会となっています。

こうして獲得した外貨を町内に循環させるために、例えば、買い物のための移動が難しい町民向けの移動販売車の運営や、シルバー人材センターのような短時間型ワークシェアリングの仕組みである仕事コンビニなどに取り組んでいます。

本町では、SMO南小国をモデルとし、高千穂まちづくり公社を設立しました。物産館については、移動制限が緩和され、観光客が増えてきたこともあり、売上げは順調と聞いています。

一方、ふるさと納税の寄附金額については、目標を下回っていると聞いています。SMO南小国の売上げの柱はふるさと納税業務であり、高千穂まちづくり公社についても、成功の鍵を握るのはふるさと納税だと改めて実感しました。

寄附者の方々の声に直接向き合い、返礼品やサービスの向上に取り組むことが、結果として寄附金額の増加につながることを、SMO南小国が示してくれました。高千穂まちづくり公社においても、初心を忘れることなく、一人一人の寄附者に対して懇接丁寧な対応を継続していただきたいと思います。

次に、大分県庁における世界農業遺産の取組についてです。

大分県の国東半島宇佐地域6市町村は、2013年に世界農業遺産に認定されました。それ以降は、県、市町村、その他関係団体及び有識者による国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会が中心となり、農林水産業と、それらと関連した人々の営みの次世代への継承と地域の元気づくりの2つの柱に基づいた様々な取組を行っています。推進協議会の事務局は県職員3名と市町村からの出向1名の合計4名体制が基本です。しかし、現在は、教育旅行を強化するため、市町村からの出向ではなく、JTBから1名来てもらっているとのこと。

また、推進協議会の取組に係る財源は、おおいた世界農業遺産次世代継承ファンドの運用益により賄われています。このファンドは、県が15億円、金融機関5社が45億円を貸し付けた合計60億円を運用しており、毎年3,000万円ほどの運用益があるとのこと。

現在、力を入れている取組の一つが、高校生聞き書き事業です。

これは、認定地域内の8校及び認定地域外の3校の有志の高校生が、農業従事者などを訪ね、その知恵や工夫、思いをインタビューして取りまとめるもので、最終的には冊子を作成し、配布されます。

そして、現在、力を入れている取組の2つ目は、教育旅行の受入体制整備です。

世界農業遺産について学ぶことのできるフィールドノートの作成、体験プログラムの開発、モ

ニターツアーの実施、ガイドの育成、教育旅行を取り扱う旅行会社向けのPRなどに取り組んでいます。

国東半島宇佐地域の特徴として、ため池がありますが、世界農業遺産に認定されたからといって、土地改良区の運営にメリットがあるような施策は今のところしておらず、数あるため池の中には、後継者がおらず、廃止となったものもあるとのことでした。

また、当地域は、豊に使用される七島藪の国内唯一の産地で、現在、生産者が7件のみとのこと。作れば作っただけ売れる状況ではあるものの、栽培から豊表の作成まで一貫して取り組んでいるため、生産量に限界があり、収入を伸ばせない実情がある一方で、収入が減少したときの補填といった施策には取り組んでいないとのこと。しかし、世界農業遺産の認定をきっかけに、都会からのIターン者が新たな七島藪の生産者になるなど、これまでなかったことも起きているとのこと。

当地域よりも先進的に取り組んでいる大分県といえども、世界農業遺産の認定だけをもって担い手の育成や農業基盤の整備などには結びついてはおらず、広い意味での後継者の育成として、小中高生への教育に力を入れていました。

高千穂郷・椎葉山地域も教育に力を入れていますが、国東半島宇佐地域には、その地域の中に高校が8校もあるとのこと、高校が1校しかない高千穂郷・椎葉山地域とは、取り巻く環境が大きく異なっています。高千穂郷・椎葉山地域としては、担い手育成のために、より先進的な取組をする必要があると感じました。

次に、大分県佐伯市のファーマーズスクールについてです。

佐伯市は、平成17年に1市5町3村が合併して、現在の佐伯市となりました。人口が約6万7,800人、高齢化率は41%、面積は約903平方キロメートルで、九州で一番面積が大きい市です。

温暖な気候を生かした施設園芸が盛んな地域で、主要な園芸品目の栽培経営技術をベテラン農家の下で2年間研修するファーマーズスクールを平成28年から運営しています。

開講してから現在のところ33人が入講し、そのうち21人が研修を終了し、新規就農しており、21人全員が現在も営農を継続しています。また、現在研修中の者が7人です。入講した33人のうちの残りの5人は、諸事情により研修を途中で中止したとのこと。

研修する品目は、イチゴ、ニラ、ハウスマカン、スイートピー、そして有機栽培の野菜です。この中で、イチゴが最も研修生が多く、入講した33人のうち16人がイチゴです。

ファーマーズスクールに入講に当たっては、面接を実施しています。面接には、市の担当者だけでなく、実際の生産者も参加し、例えば、イチゴの場合、初期費用は1億円がかかり、そのうち3,100万円は自己負担する必要があることなど、農業のリアルな一面を伝えながら実施し

ています。にもかかわらず、33人が入講しているわけですが、農家の成功事例を示すことで、こうした数字につながっているのだらうとのことでした。

研修生を出身別で見ると、33人中23人は佐伯市在住の人で、UIターン者は10人とどまります。

なお、ファーマーズスクールは親元就農を対象としておらず、独立自営を目指す人のみが対象です。また、親元就農については、別の事業があるとのことでした。

指導するベテラン農家は、農協の部会から推薦してもらっており、部会としても後継者育成の必要性を共有していることから、非常に協力的とのことでした。

なお、研修生を受け入れる農家には、謝礼として年間30万円を支払っており、2年目の研修生が取り組む模擬営農に農地を提供してくれた場合は、さらに20万円を追加で支払っているとのことでした。

また、研修期間中に研修後の農地を確保し、さらに、ビニールハウスなどの施設も建設し、研修終了後にすぐ営農できる体制づくりをしています。

本町においては、まだそこまでの体制づくりができておらず、研修終了後にビニールハウスなどの施設を建設することになるのが現状であり、本町におけるファーマーズスクールはまだまだ改善の余地があると感じました。

引き続き、先進地に学びながら、本町のファーマーズスクールの内容をよりよいものにしていく必要を感じました。

最後に、今回の視察のまとめを述べさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響で、実に3年ぶりの行政調査でしたが、改めて外に出て見識を広めることの大切さを実感しました。

また、今回、職員の参加について呼びかけたところ、それぞれの担当課から参加していただき、共に学ぶことができました。来年度以降についても、ぜひ職員の参加をお願いしたいと思います。

最後に、今回の行政調査に御協力いただいた関係各位の皆様、心からお礼と感謝を申し上げ、行政調査の報告といたします。

○議長（坂本 弘明議員） 次に、文教厚生常任委員会行政調査について報告を求めます。派遣議員代表、佐藤さつき議員、登壇願います。

○議員（3番 佐藤さつき議員） 高千穂町議会41条の規定により、文教厚生常任委員会の行政調査報告を行います。

今回の文教厚生常任委員会の行政調査は、2月6日から8日までの3日間、文教厚生常任委員6名、事務局1名が参加し、岡山県和気町、徳島県板野町、高知県大豊町において行いました。

本町の課題である少子化対策、高齢化対策、学校跡地対策について、本町と類似した環境であ

りながら成果を上げている自治体の現状を調査し、本町の事業に生かすことを目的として行いました。

1 日目、徳島県板野郡板野町にある徳島木のおもちゃ美術館で調査を行いました。

ここでは、子供から高齢者の方までが楽しめる施設がどのように運営され、利用されているのか、また、本町でも身近にある木材がどのように有効活用されているのかを調査することを目的としました。

板野町は、県の北東部、阿讃山脈の麓に位置し、人口1万3,358人、世帯数4,980世帯、65歳以上が4,019名、15歳未満が1,451名、出生数67人、基幹産業は米、野菜、果樹生産を主とした農業で、本町と似ている町でした。

徳島木のおもちゃ美術館は、徳島県が県土の約4分の3を占める森林を生かし、林業で地域経済の活性化を目指すべく、また木の魅力、伝統、文化を幅広い世代で共有できるように経済と教育を融合させて誕生していました。

施設は全て徳島杉を使用、広さは1,568平方メートル、県産材利用量155立方メートルで、0歳から高齢者までの遊びはもちろんのこと、人形浄瑠璃などの徳島の文化とコラボレーションしたおもちゃなどを取り入れており、遊びながら地域の魅力が伝わるようにつくられています。

令和3年10月、コロナ禍でのオープンでしたが、令和4年7月には目標としていた来館者が10万人を突破し、多世代で長時間過ごせるようにできていることが来場者増につながっていました。

建築費用は4億8,145万、総事業費6億7,009万円で、費用の詳細は県債が4億2,000万円、国庫補助金が1,800万円、県費2億3,173万円とのことでした。

本事業は、県の事業により徳島県が全額負担、施設管理も県が民間に委託しており、委託費用3億1,097万円、入場料などの収入は県の収入となっています。

施設職員は、館長ほか10名、正規職員2名、会計年度任用職員8名、そのほか登録ボランティアのおもちゃ学芸員が二百十数名登録されており、運営されていました。

一番の特色がおもちゃ学芸員制度で、講習を受講すれば誰でも学芸員になり、自由に施設に来て仕事をすることができるため、高齢者の方が多く登録され、生きがいの場になっていました。

ボランティア学芸員は無給ですが、10回勤務すると5,000円程度の商品券が支給されるほか、いつでも自由に美術館に入館できる特典があることで喜ばれているとのことでした。

来場者には、孫をお連れの方々が多く、孫と過ごせる施設でもあり、またボランティアで登録すれば、子供たちと触れ合える施設でもありました。

本町も、宮崎県産材を生かしたこのような施設の設備運営について、県に要望するべきだと思

いながら研修を行いました。

実際に視察して分かったことですが、この美術館は町が運営する「あすたむらんど」という公園の中に建設されているため、多世代が利用できる屋外施設もあることで、利用者増の要因となっていました。

公園自体が、駐車場も含め広大な敷地を有しており、美術館の隣には、同じように徳島杉を使用したカフェなども造られていました。この施設も、子供を遊ばせながら飲食できるようになっており、子供連れが利用しやすいように配慮され、町内はもちろん県内外から利用者が訪れているとのことでした。

小さな町ですが、文化施設に力を入れることで関係人口が増え、経済効果をもたらし、県内の教育・文化の拠点として発展している町です。限りある財源と地域資源を有効に生かし、ほかの町にはない特色のある事業、成功している現状を研修でき、本町の施設整備の参考にしていただければと思っています。

2日目は、午前中、高知県大豊町で調査を行いました。

大豊町は、四国山地の中央部に位置し、愛媛県と徳島県との県境にあります。標高が平均400メートル、耕地割合は1.1%、町の中央を吉野川が流れている地形で、冬は積雪があります。人口3,201人、65歳以上1,906人、15歳未満183人、小学校1校、中学校1校、基幹産業は林業ですが、四国最大の製材所を第三セクターで運営していることで雇用を維持している町です。高速道路ができたことで近年急激に人口減少が進み、廃校が増加したのですが、特色ある再利用を成功させていました。

視察の目的は、本町の課題である学校跡地の再利用であり、学校跡地を住宅として再利用するという、視点を変えた取組を調査することです。

大豊町役場の方には、町議会議員選挙を間近に控えた多忙な時期にもかかわらず、現地視察までしていただき、大変丁寧な対応をしていただきました。

視察の工程は、大豊町役場にて、議長、教育次長、総務課長、議会事務局長、事務局書記の5名を交えて、取組の説明、質疑応答を行い、その後、大豊町役場から15分ほどの場所にある学校跡地に案内していただき、視察を行いました。

大豊町が小学校を住宅として再利用することになった経緯は、過疎化、少子化により、2015年当時2校あった小学校のうちの1つ、大田口小学校を閉校するに当たり、閉校前から周辺区域で構成される区長協議会に廃校後の跡地活用について協議をお願いしており、その協議会からの提案が、住宅としての活用希望でした。

町は、グラウンドと建物について何度も協議を行い、住居を含む複合施設として改修する案をまとめました。

旧大田口小学校校舎は、昭和60年に新築された鉄筋コンクリート3階建て、延べ床面積1,300平方メートルで、1階の2教室を放課後子ども教室用に、校長室、職員室を地域住民向けのコミュニティスペースに、家庭科教室を特定非営利法人の活動拠点として改修しました。

2階、3階部分を居住スペースにして家族向け2戸、単身者向け8戸、計10戸を改修しました。その他トイレの水洗化、グラウンドの一部を駐車場に、屋根と外壁の修理を行い、改修費は2億円とのことでした。耐震化が行われている建物でしたので、その分改修費用が抑えられたそうです。財源は、国土交通省所管の空き家対策総合支援事業補助金1億2,000万円、自治体負担金8,000万円、過疎債を利用したものです。

町は、これまでの町営住宅管理における反省点を生かして、不動産会社と定期賃貸契約を結びました。これは、通常の業務委託や指定管理制度とは異なり、入居や退居の決定、住居の修繕、債権が発生したときの対応まで行うこととして、町の負担したお金は12年間で償還が終了の計画になっていました。

町内に移住者向けの住宅がなかったため、移住者専用として使用していますが、常に満室で、改修後5年経過しましたが、修理箇所はまだないそうです。住宅を含む複合施設として再利用されたので、閉校後も地域に活気があり、また地域住民の希望がかなったことで、施設運営もスムーズに行われているとのことでした。

大豊町は、ほかにも廃校を宿泊施設として利活用しており、吉野川でのラフティングを目的に訪れる観光客などに利用され、運営は特定非営利活動団体が行っています。

研修で感じたことは、どこの自治体でも学校がなくなると寂しいという意見が多い中、地域住民が集う場所ができた上、過疎化、少子化が進んでもいつも誰かがいる施設が地域にあることで安心して暮らせる環境が整い、住民が生き生きとしていました。

2日目の午後、昼食を含め2時間の移動を経て、高知県から岡山県和気町に向かい調査を行いました。

和気町は、住民が住み続けたいまちを目指して、総合戦略の柱として教育のまち構想を掲げる町で、教育のまちとしての取組を視察し、本町の教育現場に生かすことを目的とし、研修をさせていただきました。

和気町も10日後に町議会選挙を控えて大変忙しい中、和気町長、和気町議会議長、教育長、教育次長、学校教育課長、社会教育課長、同課長補佐、移住推進室長、事務局職員の9名に迎えていただき、大変丁寧な対応をしていただきました。

和気町は、岡山県の南東部に位置し、人口1万3,423人、面積144キロ平方メートル、町の中心を山陽本線、山陽自動車道が走っており、交通の利便性がよい町ですが、65歳以上が5,380人で高齢化率40%、小学校3校、中学校2校、県立高校1校の町です。

和気町では、総合戦略策定に当たり住民アンケートを行った結果、住みたい条件として、教育や保育の環境の充実を求める声が多かったため、小さな町だからこそ将来の町を担う人づくりを目指して、教育のまちを柱にすることが決定されたそうです。

具体的な施策として、小中高教育の魅力化を掲げ、将来のグローバル化を見据え、他の自治体にはない特色として、英語教育に力を入れることができる英語特区の導入を行い、高校の魅力化につなげていました。

高校に関しては、本町と同じく県内に県立高校の和気閑谷高校を有していますが、交通の便がよいため、教育に関心の高い子育て世代の移住を促進し、幼児から高校生まで連携した英語教育を行うことで、高校入学者増につなげていました。

小中高教育の魅力化の具体的内容は、ふるさと教育の推進、英語教育の推進、公営塾の運営、イングリッシュキャンプ、英検合格者への支援、放課後学習支援など多岐にわたり、義務教育の段階での英語特区の利点は、教育課程特例校として小中学校の英語の授業数を増やすことができるということで、ほかにALTを学校ごとに常駐できる、そのほかオーストラリアの学校と遠隔交流授業を行えるなどでした。

和気町の特色の一つでもあります。人材を登用するに当たり、専門職員として地域おこし協力隊を採用しており、多数の協力隊員が英語教育関連の仕事をされていました。

和気町では、地域おこし協力隊制度自体を地方創生の取組と位置づけしており、任期後の定住に力を入れて受入れを行っているそうです。

高校の魅力化については、高千穂高校同様、全国から生徒募集や公営塾での活動、地域おこし協力隊を配置しての進路指導など行われており、今後、町経営の女子寮の建設、下宿受入先家庭への助成を予定しているとのことでした。

何をすることも徹底されていたのは、全ての事業に地域おこし協力隊員が配置され、活躍していることでした。

今回、文教厚生常任委員会として、教育のまちを掲げて地方創生に力を入れている自治体の調査が目的だったのですが、和気町は教育に関心がある子育て世代の移住推進にも力を入れており、移住推進室の専任職員1名で年間相談件数168件、またそのほか移住促進のためのいろいろな支援メニューを策定しておりましたが、その一つとして、町内見学用の自動車の貸出制度などが設けられていることなどを説明を受け、幅広く調査をすることができました。

和気町の取組は、今後、結果が表れることですが、町の特色をつくり上げるため、信念を持って取り組んでいることが強く感じられました。

まとめとして、今回3年ぶりに調査に出向き、目で見て調査したことは、考えていたことよりもはるかに学ぶことが多いと実感しました。本町の課題解決に向けて調査した内容は、今後の議

会活動に生かすとともに、本町の発展に役立てたいと思います。

最後に、今回の行政調査に御協力いただいた関係各位の皆様に、心からお礼と感謝を申し上げ、文教厚生常任委員会の調査報告といたします。

以上、文教厚生常任委員会副委員長、佐藤さつき。終わります。

○議長（坂本 弘明議員） 次に、議会運営委員会行政調査について報告を求めます。派遣議員代表、中島早苗議員、登壇願います。

○議員（8番 中島 早苗議員） 高千穂町議会会議規則第41条の規定により、下記のとおり報告をいたします。

議員派遣により、令和5年2月21日から23日の3日間、議会運営委員5名と議長、副議長、事務局1名の計8名で、東京都千代田区の都道府県会館東京事務所の訪問と東京都青梅市の通年議会について視察研修を行いました。

2月21日、高千穂町を早朝に出発し、15時に宮崎県東京事務所を訪問、東京事務所の活動状況を福崎次長より、資料に基づき丁寧に説明を受けました。

内容は、宮崎県東京ビル再整備事業に係る優先交渉権者の決定について、各種要望活動等の状況について、令和4年度の企業立地の状況について、観光広報について、宮崎地域リレーフェアについての5項目です。

説明後、質疑応答に移りました。

東京ビルが新しく建て替わると学生寮の寮費も上がるのですかとこの質問に、今、寮費は1万円なので、少し値上げになるかもしれません。

また、本町における企業立地については、助言があればぜひお伺いしたいのですがとの問いに対しては、企業立地については、やはり利便性が大事なのではとのお話でした。

みやざき地域リレーフェアに対しての質問では、KONNE館で行われているイベントは各市町村が順番でするのですか、それとも応募で決定するのですかと聞いたところ、応募での決定ですが、今年4月、新たに募集するのでぜひ申し込んでいただくとありがたいとのことでした。

1日目の東京事務所訪問は30分ぐらいの予定でしたが、1時間を過ぎてしまう大変有意義な研修となりました。

また、22日に、KONNE館で実際に日南市が特産品を販売するのことを聞き、22日の青梅市での研修後にKONNE館を訪問見学、KONNE館は新宿駅南口より徒歩3分のところにあり、立地条件のよさで、平日にもかかわらず、お店には大勢の人が訪れていました。

本町でも、過去におたに家さんが出店されたとのこと、今後、本町の観光PRの一環として活用を検討してみたいと思います。

翌2月22日、ホテルを出発して2日目の研修地、東京都青梅市へ向かいました。

午後1時より青梅市において、議会事務局職員と市議会議長より通年議会の説明を受けました。

青梅市の概要として、東京の多摩地域北西部に位置する市で、山間部では林業が盛んで、市域東部においてはハイテクノロジー関連産業の進出や市街地の既存工場移転が進められております。人口は約13万人、地域の3分の2は山林が占める緑豊かなところであります。

行事として、1967年に始まった青梅マラソン大会は有名で、海外からの参加者も含めて約1万5,000人が参加する大会となっているとのことでした。

今回の研修目的の通年議会については、事務局主査の平岡氏より、丁寧に詳しく説明を受けました。

青梅市において、通年議会実施までの経緯として、平成25年9月に設置された議会活性化特別委員会において、議会基本条例の制定などが検討され、その中で通年議会の導入についても協議し、平成26年12月に開催された特別委員会において、議会基本条例を制定するには、その中に通年議会を入れることが決定されました。

その後、平成27年1月に開催された議会運営委員会において、議長の諮問事項として通年議会が取り上げられ、その運用方法等について協議を重ね、導入すべきという意見で一致しました。

また、運用方法は従来の運用と大きな変動がなく、柔軟に運用できるとの意見から、先行自治体議会が採用している定例会の回数を年1回とする地方自治法第120条第2項を採用することが、平成27年2月開催の議会運営委員会において決定されました。そして、平成27年第1回定例会において、青梅市議会定例会の回数に関する条例等の議案が提出され、平成27年3月に賛成多数で可決され、平成27年5月1日から施行されました。

通年議会とは、議会の定例会の会期を1年間とすることで、災害などの突発的な事件が発生した場合、通年議会であれば、機動的・弾力的な議会運営が可能となることや、定例議会ごとに所管事務の継続調査の申出を行う必要がないこと、議会主導でいつでも臨時議会を開会、議会期間以外でも委員会が活発に活動できるなどのメリットがあります。

また、青梅市議会において通年議会の導入のきっかけとなったのが、平成26年の降雪により、御嶽山の集落が孤立し、自衛隊の災害派遣を受けたこと、また、青梅市立第三中学校体育館の屋根が雪により崩落したことが挙げられるとのことでした。

デメリットはないかとの質問に対して、運用により導入後のデメリットは特段感じられないとの答えでした。

各議員に対しての連絡や召集が大変ではないかとの質問に対しては、事前に事務局より予測日のメールを送るので困ったとの話は聞かない。また、執行部の反応を聞いたところ、従来の議会と感覚として変わらないとの返答でした。

研修を終えて、それぞれの議会でその地域に合った運営がなされていることを知り、大変勉強

になりました。現在は、地震や地球温暖化の影響などで、いつどこで突発的な災害が起こるか分からない状況です。本町でも、昨年9月、台風14号により大変な被害を受け、現在も一日も早い復旧に向け頑張っている最中であります。

青梅市において、降雪被害が通年議会導入のきっかけになったことや、災害などの突発的な事件が発生した場合など、機動的・弾力的な議会運営が可能となるなどのメリットを聞き、大変参考になりました。本議会も、地域に合った、町民のためのさらなる議会の充実を目指していくべきだと強く感じた視察研修でありました。

最後になりましたが、2月の議会前の多忙な時期に心よくお引き受けいただき、また最寄りの駅まで送っていただいた青梅市議会の皆様に、心から感謝申し上げますとともに、研修計画等綿密な計画を立て随行していただいた事務局職員の御苦労に対し、心より感謝を申し上げ、報告を終わります。

議会運営委員会副委員長、中島早苗。以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で、議員派遣調査報告を終わります。

○議長（坂本 弘明議員） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて散会します。

○事務局長（須藤 浩文事務局長） 御起立をお願いします。一同、礼。

〔起立・礼〕

午後3時40分散会
